

造林事業請負契約書(案)

1 事業名、請負物件、契約面積、請負予定数量、請負予定金額、事業場所及び完了検査場所

事業名	請負物件	契約面積	請負 予定数量	請負予定金額	事業場所	完了 検査 場所

(注) [() の部分は請負者が課税対象業者である場合に使用する。]

2 事業期間

自 契 約 締 結 日 の 翌 日

(詳細は、事業内訳書のとおり)

至 令 和 1 0 年 3 月 3 日

3 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。

(選択されるものは 印、削除されるものは×印。)

適用削除の区分	選択事項	選択条項
	契約保証金の納付	第4条第1項第1号
	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供	第4条第1項第2号
	銀行、甲が确实と認める金融機関等の保証	第4条第1項第3号
	公共工事履行保証証券による保証	第4条第1項第4号
	履行保証保険契約の締結	第4条第1項第5号
	支給材料及び貸与品	第15条
	前金払 分の 以内	第35条第1項
	中間前金払	第35条第3項
○×	部分払 月 1 回以内	第38条
○	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第40条

(注) 国庫債務負担行為に係る契約にあつては、別紙を添付する。

4 支給材料及び貸与物件

品 名	品 質 規 格	数 量	引 渡 予 定 場 所	引 渡 予 定 月 日

5 特約事項

上記の事業に関する保安林内作業行為協議の知事同意の範囲内で作業を行うものとする。

なお、やむを得ず知事同意の範囲を超えるおそれがある場合は、請負者は事前に発注者にその旨を届出し、理由を付して保安林内作業行為の追加・変更協議を行うことを求めるものとする。

請負者は、国有林野事業製品生産事業請負契約約款に定める事業計画書を作成するに当たり、技術提案書に記載された内容を反映するものとする。

発注者が採用した技術提案については、その後の事業において、その内容が一般的に使用されている状態になった場合には、発注者は無償で使用できることとする。

ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではない。

発注者が技術提案を適正と認めることにより、設計図書において事業実施方法等を指定しない部分の事業に関する請負者の責任が軽減されるものではないこととする。

請負者の責により事業計画書の記載内容が満足出来ないと発注者が判断した場合は、発注者は、「国有林野事業の素材生産及び造林に係る請負事業成績評定要領の制定について(平成20年3月31日付け19林国業第244号林野庁長官通知)」に定める事業成績評定について、単年度の場合にあっては履行できなかった項目ごとに3点ずつ減ずること、複数年度にわたる事業の場合にあっては当該不履行があった年度において履行できなかった項目ごとに3点ずつ減ずることができることとする。

請負者が事業計画書のうち技術提案に係わる内容を履行できなかったと発注者が認めた場合で再度事業実施が困難あるいは合理的でない場合は、発注者は契約金額の減額、損害賠償請求等を行うことができることとする。

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び北海道森林管理局ホームページに掲載している「国有林野事業製品生産事業請負契約約款」（本事業の公告日現在）によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 北海道檜山郡厚沢部町緑町162-28
氏名 分任支出負担行為担当官
檜山森林管理署長 徳永 隆則

請負者 住所
氏名

別紙

国庫債務負担行為に係る契約の特則

適用削除 の区分	選 択 事 項		選 択 条 項
	各会計年度における請負金の支払 限度額	8年度 円	第40条第1項
		9年度 円	
	支払限度額に対応する各会計年度 の出来高予定	8年度 円	第40条第2項
		9年度 円	
	前払金		第41条
	翌会計年度の前払金相当額	円	第41条第3項
	部分払		第42条
	前払金の支払を受けている場合の 部分払額の決定	(a)	第42条第2項
		(b)	
	各会計年度において部分払を請求 できる回数	8年度 回 9年度 回	第42条第3項

別紙

設計図書について

入札公告及び北海道森林管理局ホームページに掲載している設計図書（製品生産事業請負標準仕様書、北海道森林管理局製品生産事業請負仕様書、図面）については、本事業の公告日現在に交付したものとす。

事業内訳書

事業地 又は 森林事務所	林小班	事業区分 又は 作業種	樹種	面積 (ha)	数量 (m)	作業仕様	作業期間年月日		備考	連番
							から	まで		
板小屋	5083ろ	保育間伐	トドマツ	3.37	260	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		1
板小屋	5083は	保育間伐	トドマツ	1.95	150	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		2
板小屋	5083に	保育間伐	トドマツ	1.41	115	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		3
板小屋	5083ほ	保育間伐	トドマツ	1.23	105	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		4
板小屋	5083へ	保育間伐	トドマツ	0.10	5	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		5
板小屋	5083と	保育間伐	トドマツ	0.12	10	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		6
板小屋	5083ち	保育間伐	トドマツ	0.65	70	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		7
板小屋	5084ろ	保育間伐	トドマツ	1.93	140	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		8
板小屋	5084は	保育間伐	トドマツ	0.91	65	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		9
板小屋	5084に	保育間伐	トドマツ	1.08	85	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		10
板小屋	5084ほ	保育間伐	トドマツ	1.28	90	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		11
板小屋	5084へ	保育間伐	トドマツ	1.26	90	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		12
板小屋	5084と	保育間伐	トドマツ	0.74	60	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		13
板小屋	5084ち	保育間伐	トドマツ	1.41	105	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		14
板小屋	5084り	保育間伐	トドマツ	2.13	145	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		15
板小屋	5084ぬ	保育間伐	トドマツ	1.29	105	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		16
板小屋	5084る	保育間伐	トドマツ	0.88	60	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		17
板小屋	5084よ	保育間伐	トドマツ	0.19	15	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		18
板小屋	5084た	保育間伐	トドマツ	0.77	60	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		19
板小屋	5084れ	天然林受光伐	他L	2.39	20	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		20
板小屋	5085い	保育間伐	トドマツ	0.85	65	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		21
板小屋	5085ろ	保育間伐	トドマツ	2.51	195	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		22
板小屋	5085は	保育間伐	トドマツ	0.57	45	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		23
板小屋	5085に	保育間伐	トドマツ	2.27	180	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		24
板小屋	5085ほ	保育間伐	トドマツ	0.40	35	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		25

注：1. 「事業区分又は作業種」欄は、保育間伐、誘導伐、天然林受光伐等と記載する。

2. 「樹種」欄は、人工林の場合のみ記載する。

3. 「数量」欄は、伐採のみの場合はHA当たり伐採本数(単位:本/ha)を、伐採搬出の場合は生産量(単位:m³)を記載する。

4. 「作業期間年月日」欄は、作業期間を指定する場合に記載する。

事業内訳書

事業地 又は 森林事務所	林小班	事業区分 又は 作業種	樹種	面積 (ha)	数量 (m)	作業仕様	作業期間年月日		備考	連番
							から	まで		
板小屋	5085へ	保育間伐	トドマツ	1.19	90	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		26
板小屋	5085と	保育間伐	トドマツ	0.63	50	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		27
板小屋	5085ち	保育間伐	トドマツ	0.83	65	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		28
板小屋	5085り	保育間伐	トドマツ	1.32	95	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		29
板小屋	5085ぬ	保育間伐	トドマツ	0.74	50	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		30
板小屋	5085か	保育間伐	他L	1.37	20	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		31
板小屋	5086い	保育間伐	トドマツ	1.82	70	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		32
板小屋	5086ろ	保育間伐	トドマツ	5.11	420	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		33
板小屋	5086は	保育間伐	トドマツ	2.13	85	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		34
板小屋	5086に	保育間伐	トドマツ	0.06	3	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		35
板小屋	5086ち	保育間伐	トドマツ	0.05	2	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		36
板小屋	5086り	保育間伐	トドマツ	0.83	35	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		37
板小屋	5086ぬ	保育間伐	トドマツ	1.84	135	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		38
板小屋	5086る	保育間伐	トドマツ	0.84	65	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		39
板小屋	5087い	保育間伐	トドマツ	0.73	45	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		40
板小屋	5087ろ	保育間伐	トドマツ	3.02	215	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		41
板小屋	5087は	保育間伐	トドマツ	2.07	85	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		42
板小屋	5087に	保育間伐	トドマツ	0.51	35	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		43
板小屋	5087と	保育間伐	トドマツ	0.47	25	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		44
板小屋	5087ち	天然林受光伐	他L	0.74	5	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		45
板小屋	5087り	天然林受光伐	他L	2.09	20	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		46
板小屋	5087ぬ	天然林受光伐	他L	1.07	10	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		47
板小屋	5087る	天然林受光伐	トドマツ	0.63	10	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		48
板小屋	5088は	保育間伐	トドマツ	1.42	55	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		49
板小屋	5088に	保育間伐	トドマツ	0.37	20	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		50

注：1.「事業区分又は作業種」欄は、保育間伐、誘導伐、天然林受光伐等と記載する。

2.「樹種」欄は、人工林の場合のみ記載する。

3.「数量」欄は、伐採のみの場合はHA当たり伐採本数(単位:本/ha)を、伐採搬出の場合は生産量(単位:m³)を記載する。

4.「作業期間年月日」欄は、作業期間を指定する場合に記載する。

事業内訳書

事業地 又は 森林事務所	林小班	事業区分 又は 作業種	樹種	面積 (ha)	数量 (m)	作業仕様	作業期間年月日		備考	連番
							から	まで		
板小屋	5088ほ	保育間伐	トドマツ	0.37	20	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		51
板小屋	5088へ	保育間伐	トドマツ	1.50	40	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		52
板小屋	5088と	保育間伐	トドマツ	3.69	100	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		53
板小屋	5088ち	保育間伐	トドマツ	2.92	75	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		54
板小屋	5088り	保育間伐	トドマツ	4.04	110	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		55
板小屋	5089に	保育間伐	トドマツ	2.00	130	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		56
板小屋	5094い	保育間伐	トドマツ	5.50	295	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		57
板小屋	5094は	保育間伐	トドマツ	0.75	30	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		58
板小屋	5094に	保育間伐	トドマツ	2.17	85	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		59
板小屋	5094ほ	保育間伐	トドマツ	7.54	280	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		60
板小屋	5094へ	保育間伐	トドマツ	1.61	60	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		61
板小屋	5094と	保育間伐	トドマツ	0.91	35	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		62
板小屋	5094ち	保育間伐	トドマツ	4.61	285	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		63
板小屋	5095い	保育間伐	トドマツ	5.64	315	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		64
板小屋	5095ろ	保育間伐	トドマツ	0.55	30	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		65
板小屋	5095は	保育間伐	トドマツ	1.42	85	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		66
板小屋	5095に	保育間伐	トドマツ	1.70	95	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		67
板小屋	5095へ	保育間伐	トドマツ	2.29	80	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		68
板小屋	5095ち	保育間伐	トドマツ	0.49	15	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		69
板小屋	5095り	保育間伐	トドマツ	5.47	180	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		70
板小屋	5096に	保育間伐	トドマツ	4.34	225	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		71
板小屋	5096ほ	保育間伐	トドマツ	1.50	75	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		72
板小屋	5096へ	保育間伐	トドマツ	2.23	115	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		73
板小屋	5096と	保育間伐	トドマツ	0.57	20	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		74
板小屋	5096ち	保育間伐	トドマツ	1.48	70	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		75

注：1. 「事業区分又は作業種」欄は、保育間伐、誘導伐、天然林受光伐等と記載する。

2. 「樹種」欄は、人工林の場合のみ記載する。

3. 「数量」欄は、伐採のみの場合はHA当たり伐採本数(単位:本/ha)を、伐採搬出の場合は生産量(単位:m)を記載する。

4. 「作業期間年月日」欄は、作業期間を指定する場合に記載する。

事業内訳書

事業地 又は 森林事務所	林小班	事業区分 又は 作業種	樹種	面積 (ha)	数量 (m)	作業仕様	作業期間年月日		備考	連番
							から	まで		
板小屋	5096り	保育間伐	トドマツ	0.76	10	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		76
板小屋	5096ぬ	保育間伐	トドマツ	1.36	70	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		77
板小屋	5097ほ	保育間伐	トドマツ	2.39	65	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		78
板小屋	5097ち	保育間伐	トドマツ	0.31	5	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		79
板小屋	5097り	保育間伐	トドマツ	0.32	10	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		80
板小屋	5097ぬ	保育間伐	トドマツ	0.36	10	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		81
板小屋	5097る	保育間伐	トドマツ	1.56	55	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		82
板小屋	5097わ	天然林受光伐	他L	0.63	15	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		83
板小屋	5097よ	保育間伐	トドマツ	3.41	115	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		84
板小屋	5098は	保育間伐	トドマツ	2.31	60	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		85
板小屋	5098に	保育間伐	トドマツ	0.53	15	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		86
板小屋	5098ほ	保育間伐	トドマツ	0.10	5	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		87
板小屋	5098へ	保育間伐	トドマツ	0.41	10	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		88
板小屋	5098と	保育間伐	トドマツ	0.17	5	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		89
板小屋	5098ち	保育間伐	トドマツ	0.87	25	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		90
板小屋	5098り	保育間伐	トドマツ	1.14	40	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		91
板小屋	5098ぬ	保育間伐	トドマツ	0.71	20	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		92
板小屋	5098る	保育間伐	トドマツ	1.96	60	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		93
板小屋	5098わ	保育間伐	トドマツ	2.10	65	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		94
板小屋	5098か	保育間伐	トドマツ	1.21	40	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		95
板小屋	5098れ	保育間伐	トドマツ	0.65	20	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		96
板小屋	5098そ	保育間伐	トドマツ	0.49	15	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		97
板小屋	5098つ	保育間伐	トドマツ	0.99	30	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		98
板小屋	5098ね	保育間伐	トドマツ	0.33	10	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		99
板小屋	5098な	保育間伐	トドマツ	1.71	60	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		100

注：1.「事業区分又は作業種」欄は、保育間伐、誘導伐、天然林受光伐等と記載する。

2.「樹種」欄は、人工林の場合のみ記載する。

3.「数量」欄は、伐採のみの場合はHA当たり伐採本数(単位:本/ha)を、伐採搬出の場合は生産量(単位:m³)を記載する。

4.「作業期間年月日」欄は、作業期間を指定する場合に記載する。

事業内 記 書

事業地 又は 森林事務所	林小班	事業区分 又は 作業種	樹種	面積 (ha)	数量 (m)	作業仕様	作業期間年月日		備考	連番
							から	まで		
板小屋	5099い	保育間伐	トドマツ	17.38	905	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		101
板小屋	5099は	保育間伐	トドマツ	2.36	75	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		102
板小屋	5099ほ	保育間伐	トドマツ	0.81	25	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		103
板小屋	5099へ	保育間伐	トドマツ	1.80	50	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		104
板小屋	5099と	保育間伐	トドマツ	0.22	5	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		105
板小屋	5099ち	保育間伐	トドマツ	0.81	35	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		106
板小屋	5100は	保育間伐	トドマツ	0.50	25	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		107
板小屋	5100に	保育間伐	トドマツ	0.92	50	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		108
板小屋	5100ほ	保育間伐	トドマツ	1.34	70	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		109
板小屋	5100へ	保育間伐	トドマツ	1.01	60	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		110
板小屋	5100と	保育間伐	トドマツ	1.28	75	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		111
板小屋	5100ち	保育間伐	トドマツ	1.88	110	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		112
東岐	5119へ	保育間伐	スギ	1.32	85	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		113
東岐	5119ち	保育間伐	カラマツ	1.93	45	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		114
東岐	5119り	保育間伐	他L	11.65	225	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		115
東岐	5119ぬ	保育間伐	トドマツ	0.54	10	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		116
東岐	5119つ	保育間伐	トドマツ	0.61	10	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		117
東岐	5120ろ	保育間伐	カラマツ	3.73	90	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		118
東岐	5120は	保育間伐	カラマツ	5.77	205	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		119
東岐	5120へ	保育間伐	他L	0.63	15	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		120
東岐	5121い	保育間伐	スギ	8.10	475	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		121
東岐	5121ろ	保育間伐	スギ	3.77	240	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		122
東岐	5121は	保育間伐	トドマツ	14.79	535	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		123
東岐	5121に	育成受光伐	カラマツ	5.83	150	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		124
東岐	5122ろ	保育間伐	トドマツ	0.29	5	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		125

注：1.「事業区分又は作業種」欄は、保育間伐、誘導伐、天然林受光伐等と記載する。

2.「樹種」欄は、人工林の場合のみ記載する。

3.「数量」欄は、伐採のみの場合はHA当たり伐採本数(単位:本/ha)を、伐採搬出の場合は生産量(単位:m)を記載する。

4.「作業期間年月日」欄は、作業期間を指定する場合に記載する。

事業内 記 書

事業地 又は 森林事務所	林小班	事業区分 又は 作業種	樹種	面積 (ha)	数量 (m)	作業仕様	作業期間年月日		備考	連番
							から	まで		
東岐	5122ほ	保育間伐	スギ	4.84	130	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		126
東岐	5122へ	保育間伐	トドマツ	0.30	5	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		127
東岐	5122ち	保育間伐	トドマツ	4.49	165	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		128
東岐	5122ぬ	保育間伐	トドマツ	1.50	160	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		129
東岐	5122る	育成受光伐	カラマツ	7.10	95	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		130
東岐	5122わ	育成受光伐	カラマツ	2.36	65	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		131
東岐	5122か	保育間伐	トドマツ	1.50	95	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		132
東岐	5122れ	育成受光伐	カラマツ	0.69	15	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		133
東岐	5122そ	育成受光伐	カラマツ	2.65	55	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		134
東岐	5123ろ	保育間伐	スギ	0.34	20	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		135
東岐	5123は	育成受光伐	カラマツ	1.14	25	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		136
東岐	5123へ	育成受光伐	カラマツ	3.56	90	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		137
東岐	5124ろ	保育間伐	トドマツ	0.95	50	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		138
東岐	5124に	保育間伐	トドマツ	2.35	45	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		139
東岐	5125い	保育間伐	スギ	2.19	90	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		140
東岐	5125ろ	育成受光伐	カラマツ	0.12	5	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		141
東岐	5125は	保育間伐	スギ	1.39	55	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		142
東岐	5125に	育成受光伐	カラマツ	2.61	35	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		143
東岐	5125ほ	育成受光伐	カラマツ	2.08	40	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		144
東岐	5125と	保育間伐	スギ	3.00	250	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		145
東岐	5125ち	保育間伐	トドマツ	3.42	100	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		146
東岐	5125り	保育間伐	スギ	3.82	155	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		147
東岐	5125ぬ	保育間伐	トドマツ	1.37	50	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		148
東岐	5126い	育成受光伐	カラマツ	4.37	40	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		149
東岐	5126ろ	保育間伐	スギ	6.80	195	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		150

注：1.「事業区分又は作業種」欄は、保育間伐、誘導伐、天然林受光伐等と記載する。

2.「樹種」欄は、人工林の場合のみ記載する。

3.「数量」欄は、伐採のみの場合はHA当たり伐採本数(単位:本/ha)を、伐採搬出の場合は生産量(単位:m)を記載する。

4.「作業期間年月日」欄は、作業期間を指定する場合に記載する。

事業内訳書

事業地 又は 森林事務所	林小班	事業区分 又は 作業種	樹種	面積 (ha)	数量 (m ³)	作業仕様	作業期間年月日		備考	連番
							から	まで		
東岐	5126は	保育間伐	スギ	0.15	10	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		151
東岐	5126に	育成受光伐	カラマツ	3.02	60	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		152
東岐	5126と	保育間伐	トドマツ	4.38	60	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		153
東岐	5126ち	保育間伐	トドマツ	6.14	310	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		154
東岐	5126ぬ	保育間伐	トドマツ	3.51	90	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		155
東岐	5127い	保育間伐	スギ	8.32	315	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		156
東岐	5127ろ	保育間伐	トドマツ	1.45	35	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		157
東岐	5127に	保育間伐	スギ	6.92	290	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		158
東岐	5127ほ	育成受光伐	カラマツ	14.86	235	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		159
東岐	5127へ	保育間伐	トドマツ	7.69	220	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		160
東岐	5128に	保育間伐	他L	5.15	35	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		161
東岐	5128ほ	保育間伐	トドマツ	8.81	280	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		162
東岐	5128り	保育間伐	トドマツ	0.83	10	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		163
東岐	5130い	保育間伐	スギ	7.61	95	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		164
東岐	5130ろ	保育間伐	スギ	1.81	65	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		165
東岐	5131い	保育間伐	トドマツ	9.67	355	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		166
東岐	5131ろ	天然林受光伐	他L	5.30	110	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		167
東岐	5131は	保育間伐	トドマツ	11.87	420	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		168
東岐	5131に	保育間伐	トドマツ	13.15	465	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		169
東岐	5132い	保育間伐	トドマツ	3.83	120	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		170
東岐	5132ろ	保育間伐	トドマツ	0.47	5	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		171
東岐	5132は	保育間伐	トドマツ	5.01	250	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		172
東岐	5133い	保育間伐	トドマツ	12.08	790	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		173
東岐	5133ろ	保育間伐	トドマツ	8.14	465	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		174
東岐	5134い	保育間伐	トドマツ	3.40	225	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		175

注: 1. 「事業区分又は作業種」欄は、保育間伐、誘導伐、天然林受光伐等と記載する。

2. 「樹種」欄は、人工林の場合のみ記載する。

3. 「数量」欄は、伐採のみの場合はHA当たり伐採本数(単位:本/ha)を、伐採搬出の場合は生産量(単位:m³)を記載する。

4. 「作業期間年月日」欄は、作業期間を指定する場合に記載する。

事業内訳書

事業地 又は 森林事務所	林小班	事業区分 又は 作業種	樹種	面積 (ha)	数量 (m ³)	作業仕様	作業期間年月日		備考	連番
							から	まで		
東岐	5134ろ	保育間伐	トドマツ	5.82	395	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		176
東岐	5134ほ	保育間伐	トドマツ	0.48	15	伐採・搬出等	契約日の翌日	R10.3.3		177
		合計		469.72	19,000					178
										179
										180
										181
										182
										183
										184
										185
										186
										187
										188
										189
										190
										191
										192
										193
										194
										195
										196
										197
										198
										199
										200

- 注: 1. 「事業区分又は作業種」欄は、保育間伐、誘導伐、天然林受光伐等と記載する。
 2. 「樹種」欄は、人工林の場合のみ記載する。
 3. 「数量」欄は、伐採のみの場合はHA当たり伐採本数(単位:本/ha)を、伐採搬出の場合は生産量(単位:m³)を記載する。
 4. 「作業期間年月日」欄は、作業期間を指定する場合に記載する。

事業地毎の作業条件

林小班	伐採率 (%)	伐採方法	伐採仕様 (伐列幅×残幅)	林地傾斜	法令制限
5083 ろ	33	列状間伐	5 m× 10 m	20度未満	水源かん養保安林
5083 は	33	列状間伐	5 m× 10 m	20度未満	水源かん養保安林
5083 に	33	列状間伐	5 m× 10 m	30度未満	水源かん養保安林
5083 ほ	33	列状間伐	5 m× 10 m	30度未満	水源かん養保安林
5083 へ	33	列状間伐	5 m× 10 m	30度未満	水源かん養保安林
5083 と	33	列状間伐	5 m× 10 m	30度未満	水源かん養保安林
5083 ち	33	列状間伐	5 m× 10 m	30度未満	水源かん養保安林
5084 ろ	33	列状間伐	5 m× 10 m	20度未満	水源かん養保安林
5084 は	33	列状間伐	5 m× 10 m	20度未満	水源かん養保安林
5084 に	33	列状間伐	5 m× 10 m	30度未満	水源かん養保安林
5084 ほ	33	列状間伐	5 m× 10 m	20度未満	水源かん養保安林
5084 へ	33	列状間伐	5 m× 10 m	20度未満	水源かん養保安林
5084 と	33	列状間伐	5 m× 10 m	30度未満	水源かん養保安林
5084 ち	33	列状間伐	5 m× 10 m	20度未満	水源かん養保安林
5084 り	33	列状間伐	5 m× 10 m	10度未満	水源かん養保安林
5084 ぬ	33	列状間伐	5 m× 10 m	30度未満	水源かん養保安林
5084 る	33	列状間伐	5 m× 10 m	30度未満	水源かん養保安林
5084 よ	33	列状間伐	5 m× 10 m	30度未満	水源かん養保安林
5084 た	33	列状間伐	5 m× 10 m	30度未満	水源かん養保安林
5084 れ	33	列状間伐	5 m× 10 m	20度未満	水源かん養保安林
5085 い	33	列状間伐	5 m× 10 m	30度未満	水源かん養保安林
5085 ろ	33	列状間伐	5 m× 10 m	30度未満	水源かん養保安林
5085 は	33	列状間伐	5 m× 10 m	30度未満	水源かん養保安林
5085 に	33	列状間伐	5 m× 10 m	30度未満	水源かん養保安林
5085 ほ	33	列状間伐	5 m× 10 m	30度未満	水源かん養保安林
5085 へ	33	列状間伐	5 m× 10 m	30度未満	水源かん養保安林
5085 と	33	列状間伐	5 m× 10 m	20度未満	水源かん養保安林
5085 ち	33	列状間伐	5 m× 10 m	30度未満	水源かん養保安林
5085 り	33	列状間伐	5 m× 10 m	30度未満	水源かん養保安林
5085 ぬ	33	列状間伐	5 m× 10 m	30度未満	水源かん養保安林
5085 か	33	列状間伐	5 m× 10 m	20度未満	水源かん養保安林
5086 い	33	列状間伐	5 m× 10 m	30度未満	水源かん養保安林
5086 ろ	33	列状間伐	5 m× 10 m	20度未満	水源かん養保安林
5086 は	33	列状間伐	5 m× 10 m	30度未満	水源かん養保安林
5086 に	33	列状間伐	5 m× 10 m	30度以上	水源かん養保安林
5086 ち	33	列状間伐	5 m× 10 m	30度以上	水源かん養保安林
5086 り	33	列状間伐	5 m× 10 m	30度未満	水源かん養保安林
5086 ぬ	33	列状間伐	5 m× 10 m	20度未満	水源かん養保安林

事業地毎の作業条件

林小班	伐採率 (%)	伐採方法	伐採仕様 (伐列幅×残幅)	林地傾斜	法令制限
5086 る	33	列状間伐	5 m× 10 m	30度未満	水源かん養保安林
5087 い	33	列状間伐	5 m× 10 m	30度以上	水源かん養保安林
5087 ろ	33	列状間伐	5 m× 10 m	30度未満	水源かん養保安林
5087 は	25	列状間伐	5 m× 15 m	20度未満	水源かん養保安林
5087 に	33	列状間伐	5 m× 10 m	30度未満	水源かん養保安林
5087 と	33	列状間伐	5 m× 10 m	30度未満	水源かん養保安林
5087 ち	33	列状間伐	5 m× 10 m	30度以上	水源かん養保安林
5087 り	33	列状間伐	5 m× 10 m	30度以上	水源かん養保安林
5087 ぬ	33	列状間伐	5 m× 10 m	30度以上	水源かん養保安林
5087 る	33	列状間伐	5 m× 10 m	30度以上	水源かん養保安林
5088 は	25	列状間伐	5 m× 15 m	30度未満	水源かん養保安林
5088 に	33	列状間伐	5 m× 10 m	20度未満	水源かん養保安林
5088 ほ	33	列状間伐	5 m× 10 m	30度未満	水源かん養保安林
5088 へ	25	列状間伐	5 m× 15 m	30度未満	水源かん養保安林
5088 と	25	列状間伐	5 m× 15 m	30度未満	水源かん養保安林
5088 ち	25	列状間伐	5 m× 15 m	20度未満	水源かん養保安林
5088 り	25	列状間伐	5 m× 15 m	20度未満	水源かん養保安林
5089 に	33	列状間伐	5 m× 10 m	30度未満	水源かん養保安林
5094 い	33	列状間伐	5 m× 10 m	20度未満	水源かん養保安林
5094 は	25	列状間伐	5 m× 15 m	30度未満	水源かん養保安林
5094 に	25	列状間伐	5 m× 15 m	30度未満	水源かん養保安林
5094 ほ	25	列状間伐	5 m× 15 m	20度未満	水源かん養保安林
5094 へ	25	列状間伐	5 m× 15 m	20度未満	水源かん養保安林
5094 と	25	列状間伐	5 m× 15 m	20度未満	水源かん養保安林
5094 ち	33	列状間伐	5 m× 10 m	30度未満	水源かん養保安林
5095 い	33	列状間伐	5 m× 10 m	20度未満	水源かん養保安林
5095 ろ	33	列状間伐	5 m× 10 m	30度未満	水源かん養保安林
5095 は	33	列状間伐	5 m× 10 m	30度未満	水源かん養保安林
5095 に	33	列状間伐	5 m× 10 m	30度未満	水源かん養保安林
5095 へ	25	列状間伐	5 m× 15 m	20度未満	水源かん養保安林
5095 ち	25	列状間伐	5 m× 15 m	30度未満	水源かん養保安林
5095 り	25	列状間伐	5 m× 15 m	20度未満	水源かん養保安林
5096 に	33	列状間伐	5 m× 10 m	30度未満	水源かん養保安林
5096 ほ	33	列状間伐	5 m× 10 m	30度未満	水源かん養保安林
5096 へ	33	列状間伐	5 m× 10 m	30度未満	水源かん養保安林
5096 と	33	列状間伐	5 m× 10 m	20度未満	水源かん養保安林
5096 ち	33	列状間伐	5 m× 10 m	20度未満	水源かん養保安林
5096 り	33	列状間伐	5 m× 10 m	30度未満	水源かん養保安林

事業地毎の作業条件

林小班	伐採率 (%)	伐採方法	伐採仕様 (伐列幅×残幅)	林地傾斜	法令制限
5096 ぬ	33	列状間伐	5 m× 10 m	30度未満	水源かん養保安林
5097 ほ	33	列状間伐	5 m× 10 m	30度未満	水源かん養保安林
5097 ち	33	列状間伐	5 m× 10 m	30度未満	水源かん養保安林
5097 り	33	列状間伐	5 m× 10 m	30度未満	水源かん養保安林
5097 ぬ	33	列状間伐	5 m× 10 m	30度未満	水源かん養保安林
5097 る	33	列状間伐	5 m× 10 m	30度未満	水源かん養保安林
5097 わ	33	列状間伐	5 m× 10 m	30度未満	水源かん養保安林
5097 よ	33	列状間伐	5 m× 10 m	30度未満	水源かん養保安林
5098 は	33	列状間伐	5 m× 10 m	20度未満	水源かん養保安林
5098 に	33	列状間伐	5 m× 10 m	30度未満	水源かん養保安林
5098 ほ	33	列状間伐	5 m× 10 m	30度未満	水源かん養保安林
5098 へ	33	列状間伐	5 m× 10 m	20度未満	水源かん養保安林
5098 と	33	列状間伐	5 m× 10 m	30度未満	水源かん養保安林
5098 ち	33	列状間伐	5 m× 10 m	20度未満	水源かん養保安林
5098 り	33	列状間伐	5 m× 10 m	30度未満	水源かん養保安林
5098 ぬ	33	列状間伐	5 m× 10 m	30度未満	水源かん養保安林
5098 る	33	列状間伐	5 m× 10 m	30度未満	水源かん養保安林
5098 わ	33	列状間伐	5 m× 10 m	20度未満	水源かん養保安林
5098 か	33	列状間伐	5 m× 10 m	20度未満	水源かん養保安林
5098 れ	33	列状間伐	5 m× 10 m	20度未満	水源かん養保安林
5098 そ	33	列状間伐	5 m× 10 m	20度未満	水源かん養保安林
5098 つ	33	列状間伐	5 m× 10 m	20度未満	水源かん養保安林
5098 ね	33	列状間伐	5 m× 10 m	20度未満	水源かん養保安林
5098 な	33	列状間伐	5 m× 10 m	30度未満	水源かん養保安林
5099 い	25	列状間伐	5 m× 15 m	30度未満	水源かん養保安林
5099 は	33	列状間伐	5 m× 10 m	30度未満	水源かん養保安林
5099 ほ	33	列状間伐	5 m× 10 m	30度未満	水源かん養保安林
5099 へ	33	列状間伐	5 m× 10 m	30度未満	水源かん養保安林
5099 と	33	列状間伐	5 m× 10 m	30度未満	水源かん養保安林
5099 ち	33	列状間伐	5 m× 10 m	30度未満	水源かん養保安林
5100 は	33	列状間伐	5 m× 10 m	20度未満	水源かん養保安林
5100 に	33	列状間伐	5 m× 10 m	10度未満	水源かん養保安林
5100 ほ	33	列状間伐	5 m× 10 m	10度未満	水源かん養保安林
5100 へ	33	列状間伐	5 m× 10 m	20度未満	水源かん養保安林
5100 と	33	列状間伐	5 m× 10 m	20度未満	水源かん養保安林
5100 ち	33	列状間伐	5 m× 10 m	20度未満	水源かん養保安林
5119 へ	33	列状間伐	5 m× 10 m	30度未満	水源かん養保安林
5119 ち	33	列状間伐	5 m× 10 m	30度未満	水源かん養保安林

事業地毎の作業条件

林小班	伐採率 (%)	伐採方法	伐採仕様 (伐列幅×残幅)	林地傾斜	法令制限
5119 り	33	列状間伐	5 m× 10 m	20度未満	水源かん養保安林
5119 ぬ	33	列状間伐	5 m× 10 m	30度未満	水源かん養保安林
5119 つ	33	列状間伐	5 m× 10 m	30度以上	水源かん養保安林
5120 ろ	33	列状間伐	5 m× 10 m	30度未満	水源かん養保安林
5120 は	33	列状間伐	5 m× 10 m	30度未満	水源かん養保安林
5120 へ	33	列状間伐	5 m× 10 m	30度未満	水源かん養保安林
5121 い	25	列状間伐	5 m× 15 m	30度未満	水源かん養保安林
5121 ろ	25	列状間伐	5 m× 15 m	30度未満	水源かん養保安林
5121 は	25	列状間伐	5 m× 15 m	30度未満	水源かん養保安林
5121 に	30	列状間伐	5 m× 12 m	30度未満	水源かん養保安林
5122 ろ	33	列状間伐	5 m× 10 m	10度未満	水源かん養保安林
5122 ほ	33	列状間伐	5 m× 10 m	30度未満	水源かん養保安林
5122 へ	30	列状間伐	5 m× 12 m	30度未満	水源かん養保安林
5122 ち	25	列状間伐	5 m× 15 m	30度未満	水源かん養保安林
5122 ぬ	30	列状間伐	5 m× 12 m	30度未満	水源かん養保安林
5122 る	30	列状間伐	5 m× 12 m	30度未満	水源かん養保安林
5122 わ	30	列状間伐	5 m× 12 m	30度未満	水源かん養保安林
5122 か	30	列状間伐	5 m× 12 m	30度未満	水源かん養保安林
5122 れ	30	列状間伐	5 m× 12 m	30度未満	水源かん養保安林
5122 そ	25	定性間伐		30度未満	水源かん養保安林
5123 ろ	33	列状間伐	5 m× 10 m	30度未満	水源かん養保安林
5123 は	25	定性間伐		30度未満	水源かん養保安林
5123 へ	25	定性間伐		30度未満	水源かん養保安林
5124 ろ	30	列状間伐	5 m× 12 m	30度未満	水源かん養保安林
5124 に	30	列状間伐	5 m× 12 m	30度未満	水源かん養保安林
5125 い	25	列状間伐	5 m× 15 m	20度未満	水源かん養保安林
5125 ろ	25	列状間伐	5 m× 15 m	30度以上	水源かん養保安林
5125 は	25	列状間伐	5 m× 15 m	20度未満	水源かん養保安林
5125 に	30	列状間伐	5 m× 12 m	30度未満	水源かん養保安林
5125 ほ	30	列状間伐	5 m× 12 m	30度未満	水源かん養保安林
5125 と	30	列状間伐	5 m× 12 m	30度以上	水源かん養保安林
5125 ち	30	列状間伐	5 m× 12 m	30度未満	水源かん養保安林
5125 り	30	列状間伐	5 m× 12 m	30度未満	水源かん養保安林
5125 ぬ	30	列状間伐	5 m× 12 m	20度未満	水源かん養保安林
5126 い	30	列状間伐	5 m× 12 m	30度以上	水源かん養保安林
5126 ろ	30	列状間伐	5 m× 12 m	30度未満	水源かん養保安林
5126 は	30	列状間伐	5 m× 12 m	30度未満	水源かん養保安林
5126 に	25	列状間伐	5 m× 15 m	30度未満	水源かん養保安林

事業地毎の作業条件

林小班	伐採率 (%)	伐採方法	伐採仕様 (伐列幅×残幅)	林地傾斜	法令制限
5126 と	25	列状間伐	5 m× 15 m	30度未満	水源かん養保安林
5126 ち	30	列状間伐	5 m× 12 m	30度未満	水源かん養保安林
5126 ぬ	30	列状間伐	5 m× 12 m	30度未満	水源かん養保安林
5127 い	25	列状間伐	5 m× 15 m	30度未満	水源かん養保安林
5127 ろ	25	列状間伐	5 m× 15 m	30度未満	水源かん養保安林
5127 に	25	列状間伐	5 m× 15 m	20度未満	水源かん養保安林
5127 ほ	25	列状間伐	5 m× 15 m	30度未満	水源かん養保安林
5127 へ	30	列状間伐	5 m× 12 m	20度未満	水源かん養保安林
5128 に	25	列状間伐	5 m× 15 m	30度未満	水源かん養保安林
5128 ほ	25	列状間伐	5 m× 15 m	30度未満	水源かん養保安林
5128 り	25	列状間伐	5 m× 15 m	30度未満	水源かん養保安林
5130 い	25	列状間伐	5 m× 15 m	20度未満	水源かん養保安林
5130 ろ	25	列状間伐	5 m× 15 m	30度未満	水源かん養保安林
5131 い	25	列状間伐	5 m× 15 m	20度未満	水源かん養保安林
5131 ろ	33	列状間伐	5 m× 10 m	20度未満	水源かん養保安林
5131 は	25	列状間伐	5 m× 15 m	20度未満	水源かん養保安林
5131 に	25	列状間伐	5 m× 15 m	20度未満	水源かん養保安林
5132 い	33	列状間伐	5 m× 10 m	20度未満	水源かん養保安林
5132 ろ	33	列状間伐	5 m× 10 m	30度以上	水源かん養保安林
5132 は	33	列状間伐	5 m× 10 m	30度以上	水源かん養保安林
5133 い	25	列状間伐	5 m× 15 m	30度未満	水源かん養保安林
5133 ろ	25	列状間伐	5 m× 15 m	30度以上	水源かん養保安林
5134 い	25	列状間伐	5 m× 15 m	30度以上	水源かん養保安林
5134 ろ	33	列状間伐	5 m× 10 m	30度以上	水源かん養保安林
5134 ほ	33	列状間伐	5 m× 10 m	20度未満	水源かん養保安林

注：1. 「伐採方法」欄は、「列状間伐」（帯状を含む。）、「定性間伐」又は「複層伐」等と記載する。

2. 「伐採仕様」欄は、「伐列幅×残幅」等を記載する。

3. 「林地傾斜」欄は、「10度未満」、「20度未満」、「30度未満」又は「30度以上」と記載する。

4. 「法令制限」欄は、当該林小班に法令制限の指定がある場合に記載する。

事業地別伐区別立木資材と生産計画表

事業場所					伐採面積	立木資材量 (m ³)						立木資材m ³ 廻り			ha 当り 資材量	素材生産 見込利用率		素材生産請負計画量			同時販売予定量			
事業地名	事業区分	林班	小班	支番		伐区	N		L		計		N	L		計	N	L	N	L	計	N	L	計
							本数	材積	本数	材積	本数	材積												
板小屋	保育活用	5083	ろ			3.37	1,052	392.82	243	25.26	1,295	418.08	0.37	0.10	0.32	124	63.6	39.6	250	10	260			
板小屋	保育活用	5083	は			1.95	607	226.35	143	14.30	750	240.65	0.37	0.10	0.32	123	64.1	35.0	145	5	150			
板小屋	保育活用	5083	に			1.41	466	173.70	110	10.89	576	184.59	0.37	0.10	0.32	131	63.3	45.9	110	5	115			
板小屋	保育活用	5083	ほ			1.23	412	153.41	94	9.76	506	163.17	0.37	0.10	0.32	133	65.2	51.2	100	5	105			
板小屋	保育活用	5083	へ			0.10	26	11.09	9	1.82	35	12.91	0.43	0.20	0.37	129	45.1		5		5			
板小屋	保育活用	5083	と			0.12	30	12.93	9	1.98	39	14.91	0.43	0.22	0.38	124	77.3		10		10			
板小屋	保育活用	5083	ち			0.65	245	106.50	5	2.00	250	108.50	0.43	0.40	0.43	167	65.7		70		70			
板小屋	保育活用	5084	ろ			1.93	472	204.24	134	24.63	606	228.87	0.43	0.18	0.38	119	63.7	40.6	130	10	140			
板小屋	保育活用	5084	は			0.91	225	97.03	64	11.72	289	108.75	0.43	0.18	0.38	120	61.8	42.7	60	5	65			
板小屋	保育活用	5084	に			1.08	282	122.07	79	14.54	361	136.61	0.43	0.18	0.38	126	65.5	34.4	80	5	85			
板小屋	保育活用	5084	ほ			1.28	312	134.89	90	15.68	402	150.57	0.43	0.17	0.37	118	63.0	31.9	85	5	90			
板小屋	保育活用	5084	へ			1.26	307	133.05	88	15.46	395	148.51	0.43	0.18	0.38	118	63.9	32.3	85	5	90			
板小屋	保育活用	5084	と			0.74	193	83.23	54	9.90	247	93.13	0.43	0.18	0.38	126	66.1	50.5	55	5	60			
板小屋	保育活用	5084	ち			1.41	344	148.76	97	18.06	441	166.82	0.43	0.19	0.38	118	63.9	55.4	95	10	105			
板小屋	保育活用	5084	り			2.13	493	213.30	139	24.75	632	238.05	0.43	0.18	0.38	112	63.3	40.4	135	10	145			
板小屋	保育活用	5084	ぬ			1.29	335	145.17	96	17.77	431	162.94	0.43	0.19	0.38	126	65.4	56.3	95	10	105			
板小屋	保育活用	5084	る			0.88	232	99.88	66	12.40	298	112.28	0.43	0.19	0.38	128	55.1	40.3	55	5	60			
板小屋	保育活用	5084	よ			0.19	60	20.12	5	1.51	65	21.63	0.34	0.30	0.33	114	74.6		15		15			
板小屋	保育活用	5084	た			0.77	200	85.99	57	10.21	257	96.20	0.43	0.18	0.37	125	64.0	49.0	55	5	60			
板小屋	天然受光	5084	れ			2.39			296	43.92	296	43.92		0.15	0.15	18		45.5		20	20			
板小屋	保育活用	5085	い			0.85	220	95.24	64	11.08	284	106.32	0.43	0.17	0.37	125	63.0	45.1	60	5	65			
板小屋	保育活用	5085	ろ			2.51	655	283.93	187	33.81	842	317.74	0.43	0.18	0.38	127	63.4	44.4	180	15	195			
板小屋	保育活用	5085	は			0.57	149	63.81	42	8.09	191	71.90	0.43	0.19	0.38	126	62.7	61.8	40	5	45			
板小屋	保育活用	5085	に			2.27	593	256.19	167	30.25	760	286.44	0.43	0.18	0.38	126	64.4	49.6	165	15	180			
板小屋	保育活用	5085	ほ			0.40	107	46.25	31	6.27	138	52.52	0.43	0.20	0.38	131	64.9	79.7	30	5	35			
板小屋	保育活用	5085	へ			1.19	311	134.08	88	15.72	399	149.80	0.43	0.18	0.38	126	63.4	31.8	85	5	90			
板小屋	保育活用	5085	と			0.63	157	67.45	45	8.74	202	76.19	0.43	0.19	0.38	121	66.7	57.2	45	5	50			
板小屋	保育活用	5085	ち			0.83	216	93.39	59	10.86	275	104.25	0.43	0.18	0.38	126	64.2	46.0	60	5	65			
板小屋	保育活用	5085	り			1.32	446	140.09	69	6.84	515	146.93	0.31	0.10	0.29	111	64.2	73.1	90	5	95			
板小屋	保育活用	5085	ぬ			0.74	247	77.83	38	3.72	285	81.55	0.32	0.10	0.29	110	64.2		50		50			
板小屋	保育活用	5085	か			1.37			281	44.51	281	44.51		0.16	0.16	32		44.9		20	20			
板小屋	保育活用	5086	い			1.82	347	111.47	32	4.44	379	115.91	0.32	0.14	0.31	64	62.8		70		70			
板小屋	保育活用	5086	ろ			5.11	2,210	645.74	282	48.32	2,492	694.06	0.29	0.17	0.28	136	61.9	41.4	400	20	420			
板小屋	保育活用	5086	は			2.13	405	130.06	38	5.02	443	135.08	0.32	0.13	0.30	63	65.4		85		85			
板小屋	保育活用	5086	に			0.06	25	4.23	17	1.94	42	6.17	0.17	0.11	0.15	103	70.9		3		3			

事業場所						伐採面積	立木資材量 (m³)						立木資材m廻り			ha当り資材量	素材生産見込利用率		素材生産請負計画量			同時販売予定量		
事業地名	事業区分	林班	小班	支番	伐区		N		L		計		N	L	計		N	L	N	L	計	N	L	計
							本数	材積	本数	材積	本数	材積												
板小屋	保育活用	5086	ち			0.05	16	4.39	10	1.50	26	5.89	0.27	0.15	0.23	118	45.6		2		2			
板小屋	保育活用	5086	り			0.83	158	50.70	14	2.56	172	53.26	0.32	0.18	0.31	64	69.0		35		35			
板小屋	保育活用	5086	ぬ			1.84	453	195.94	130	23.67	583	219.61	0.43	0.18	0.38	119	63.8	42.2	125	10	135			
板小屋	保育活用	5086	る			0.84	218	94.32	64	10.98	282	105.30	0.43	0.17	0.37	125	63.6	45.5	60	5	65			
板小屋	保育活用	5087	い			0.73	212	74.03	19	1.82	231	75.85	0.35	0.10	0.33	104	60.8		45		45			
板小屋	保育活用	5087	ろ			3.02	1,187	331.92	115	8.13	1,302	340.05	0.28	0.07	0.26	113	63.3	61.5	210	5	215			
板小屋	保育活用	5087	は			2.07	373	130.10	30	1.76	403	131.86	0.35	0.06	0.33	64	65.3		85		85			
板小屋	保育活用	5087	に			0.51	150	52.42	12	1.57	162	53.99	0.35	0.13	0.33	106	66.8		35		35			
板小屋	保育活用	5087	と			0.47	135	47.41	11	1.53	146	48.94	0.35	0.14	0.34	104	52.7		25		25			
板小屋	天然受光	5087	ち			0.74	25	1.07	91	7.92	116	8.99	0.04	0.09	0.08	12		63.1		5	5			
板小屋	天然受光	5087	り			2.09			169	47.01	169	47.01		0.28	0.28	22		42.5		20	20			
板小屋	天然受光	5087	ぬ			1.07	88	7.72	199	14.15	287	21.87	0.09	0.07	0.08	20	64.8	35.3	5	5	10			
板小屋	天然受光	5087	る			0.63	92	19.01	15	5.29	107	24.30	0.21	0.35	0.23	39	52.6		10		10			
板小屋	保育活用	5088	は			1.42	255	89.25	21	1.21	276	90.46	0.35	0.06	0.33	64	61.6		55		55			
板小屋	保育活用	5088	に			0.37	47	27.89	5	1.93	52	29.82	0.59	0.39	0.57	81	71.7		20		20			
板小屋	保育活用	5088	ほ			0.37	49	29.21	5	1.93	54	31.14	0.60	0.39	0.58	84	68.5		20		20			
板小屋	保育活用	5088	へ			1.50	132	61.24	20	2.29	152	63.53	0.46	0.11	0.42	42	65.3		40		40			
板小屋	保育活用	5088	と			3.69	326	150.64	47	5.57	373	156.21	0.46	0.12	0.42	42	63.1	89.8	95	5	100			
板小屋	保育活用	5088	ち			2.92	256	119.19	36	4.42	292	123.61	0.47	0.12	0.42	42	62.9		75		75			
板小屋	保育活用	5088	り			4.04	356	164.93	53	6.10	409	171.03	0.46	0.12	0.42	42	63.7	82.0	105	5	110			
板小屋	保育活用	5089	に			2.00	485	197.52	130	13.44	615	210.96	0.41	0.10	0.34	105	63.3	37.2	125	5	130			
板小屋	保育活用	5094	い			5.50	431	419.56	275	68.83	706	488.39	0.97	0.25	0.69	89	63.2	43.6	265	30	295			
板小屋	保育活用	5094	は			0.75	131	43.27	16	1.70	147	44.97	0.33	0.11	0.31	60	69.3		30		30			
板小屋	保育活用	5094	に			2.17	380	125.32	51	5.64	431	130.96	0.33	0.11	0.30	60	63.8	88.7	80	5	85			
板小屋	保育活用	5094	ほ			7.54	1,320	435.38	180	19.54	1,500	454.92	0.33	0.11	0.30	60	62.0	51.2	270	10	280			
板小屋	保育活用	5094	へ			1.61	282	92.94	37	4.17	319	97.11	0.33	0.11	0.30	60	64.6		60		60			
板小屋	保育活用	5094	と			0.91	159	52.57	22	2.36	181	54.93	0.33	0.11	0.30	60	66.6		35		35			
板小屋	保育活用	5094	ち			4.61	1,303	430.22	177	19.76	1,480	449.98	0.33	0.11	0.30	98	63.9	50.6	275	10	285			
板小屋	保育活用	5095	い			5.64	588	617.63	77	9.98	665	627.61	1.05	0.13	0.94	111	50.2	50.1	310	5	315			
板小屋	保育活用	5095	ろ			0.55	181	44.12	16	2.86	197	46.98	0.24	0.18	0.24	85	68.0		30		30			
板小屋	保育活用	5095	は			1.42	469	114.67	44	6.78	513	121.45	0.24	0.15	0.24	86	69.8	73.7	80	5	85			
板小屋	保育活用	5095	に			1.70	561	137.03	50	7.73	611	144.76	0.24	0.15	0.24	85	65.7	64.7	90	5	95			
板小屋	保育活用	5095	へ			2.29	466	113.95	42	5.84	508	119.79	0.24	0.14	0.24	52	65.8	85.6	75	5	80			
板小屋	保育活用	5095	ち			0.49	100	24.40	8	1.02	108	25.42	0.24	0.13	0.24	52	61.5		15		15			
板小屋	保育活用	5095	り			5.47	1,114	272.24	100	13.96	1,214	286.20	0.24	0.14	0.24	52	64.3	35.8	175	5	180			
板小屋	保育活用	5096	に			4.34	902	297.91	521	47.34	1,423	345.25	0.33	0.09	0.24	80	68.8	42.2	205	20	225			
板小屋	保育活用	5096	ほ			1.50	311	102.30	181	16.25	492	118.55	0.33	0.09	0.24	79	68.4	30.8	70	5	75			
板小屋	保育活用	5096	へ			2.23	461	152.31	266	24.71	727	177.02	0.33	0.09	0.24	79	68.9	40.5	105	10	115			

事業場所					伐採面積	立木資材量 (m³)						立木資材m廻り			ha当り資材量	素材生産見込利用率		素材生産請負計画量			同時販売予定量			
事業地名	事業区分	林班	小班	支番		伐区	N		L		計		N	L		計	N	L	N	L	計	N	L	計
							本数	材積	本数	材積	本数	材積												
板小屋	保育活用	5096	と			0.57	31	29.43	36	6.51	67	35.94	0.95	0.18	0.54	63	51.0	76.8	15	5	20			
板小屋	保育活用	5096	ち			1.48	291	96.12	165	15.17	456	111.29	0.33	0.09	0.24	75	67.6	33.0	65	5	70			
板小屋	保育活用	5096	り			0.76	92	21.31	55	4.26	147	25.57	0.23	0.08	0.17	34	46.9		10		10			
板小屋	保育活用	5096	ぬ			1.36	282	93.31	161	15.00	443	108.31	0.33	0.09	0.24	80	69.7	33.3	65	5	70			
板小屋	保育活用	5097	ほ			2.39	471	107.84	102	13.20	573	121.04	0.23	0.13	0.21	51	55.6	37.9	60	5	65			
板小屋	保育活用	5097	ち			0.31	8	0.30	39	5.69	47	5.99	0.04	0.15	0.13	19		87.9		5	5			
板小屋	保育活用	5097	り			0.32	62	14.08	14	2.36	76	16.44	0.23	0.17	0.22	51	71.0		10		10			
板小屋	保育活用	5097	ぬ			0.36	72	16.31	15	2.53	87	18.84	0.23	0.17	0.22	52	61.3		10		10			
板小屋	保育活用	5097	る			1.56	308	70.42	66	8.66	374	79.08	0.23	0.13	0.21	51	71.0	57.7	50	5	55			
板小屋	天然受光	5097	わ			0.63	88	24.10	91	15.09	179	39.19	0.27	0.17	0.22	62	41.5	33.1	10	5	15			
板小屋	保育活用	5097	よ			3.41	670	153.78	146	18.56	816	172.34	0.23	0.13	0.21	51	68.3	53.9	105	10	115			
板小屋	保育活用	5098	は			2.31	428	98.13	92	11.86	520	109.99	0.23	0.13	0.21	48	56.0	42.2	55	5	60			
板小屋	保育活用	5098	に			0.53	106	24.10	23	3.26	129	27.36	0.23	0.14	0.21	52	62.2		15		15			
板小屋	保育活用	5098	ほ			0.10	13	8.63	3	1.08	16	9.71	0.66	0.36	0.61	97	57.9		5		5			
板小屋	保育活用	5098	へ			0.41	76	17.41	19	2.74	95	20.15	0.23	0.14	0.21	49	57.4		10		10			
板小屋	保育活用	5098	と			0.17	34	7.79	8	1.60	42	9.39	0.23	0.20	0.22	55	64.2		5		5			
板小屋	保育活用	5098	ち			0.87	160	36.66	35	4.71	195	41.37	0.23	0.13	0.21	48	68.2		25		25			
板小屋	保育活用	5098	り			1.14	223	51.15	47	6.87	270	58.02	0.23	0.15	0.21	51	68.4	72.8	35	5	40			
板小屋	保育活用	5098	ぬ			0.71	141	32.23	31	4.04	172	36.27	0.23	0.13	0.21	51	62.1		20		20			
板小屋	保育活用	5098	る			1.96	299	96.40	102	14.65	401	111.05	0.32	0.14	0.28	57	57.1	34.1	55	5	60			
板小屋	保育活用	5098	わ			2.10	388	88.87	84	10.96	472	99.83	0.23	0.13	0.21	48	67.5	45.6	60	5	65			
板小屋	保育活用	5098	か			1.21	225	51.48	49	6.18	274	57.66	0.23	0.13	0.21	48	68.0	80.9	35	5	40			
板小屋	保育活用	5098	れ			0.65	122	27.78	28	3.76	150	31.54	0.23	0.13	0.21	49	72.0		20		20			
板小屋	保育活用	5098	そ			0.49	93	21.10	21	3.09	114	24.19	0.23	0.15	0.21	49	71.1		15		15			
板小屋	保育活用	5098	つ			0.99	182	41.85	41	5.24	223	47.09	0.23	0.13	0.21	48	71.7		30		30			
板小屋	保育活用	5098	ね			0.33	60	13.71	13	2.41	73	16.12	0.23	0.19	0.22	49	72.9		10		10			
板小屋	保育活用	5098	な			1.71	339	77.44	74	9.29	413	86.73	0.23	0.13	0.21	51	71.0	53.8	55	5	60			
板小屋	保育活用	5099	い			17.38	1,648	1,457.73	286	62.25	1,934	1,519.98	0.88	0.22	0.79	87	60.0	48.2	875	30	905			
板小屋	保育活用	5099	は			2.36	467	106.73	102	13.08	569	119.81	0.23	0.13	0.21	51	65.6	38.2	70	5	75			
板小屋	保育活用	5099	ほ			0.81	160	36.68	36	4.45	196	41.13	0.23	0.12	0.21	51	68.2		25		25			
板小屋	保育活用	5099	へ			1.80	161	79.52	96	12.32	257	91.84	0.49	0.13	0.36	51	56.6	40.6	45	5	50			
板小屋	保育活用	5099	と			0.22	43	9.63	9	1.77	52	11.40	0.22	0.20	0.22	52	51.9		5		5			
板小屋	保育活用	5099	ち			0.81	157	46.85	34	7.13	191	53.98	0.30	0.21	0.28	67	64.0	70.1	30	5	35			
板小屋	保育活用	5100	は			0.50	69	38.98	31	3.90	100	42.88	0.56	0.13	0.43	86	64.1		25		25			
板小屋	保育活用	5100	に			0.92	275	72.29	86	8.04	361	80.33	0.26	0.09	0.22	87	62.2	62.2	45	5	50			
板小屋	保育活用	5100	ほ			1.34	395	104.08	124	11.25	519	115.33	0.26	0.09	0.22	86	62.5	44.4	65	5	70			
板小屋	保育活用	5100	へ			1.01	322	84.66	101	9.73	423	94.39	0.26	0.10	0.22	93	65.0	51.4	55	5	60			
板小屋	保育活用	5100	と			1.28	400	105.61	126	11.80	526	117.41	0.26	0.09	0.22	92	66.3	42.4	70	5	75			

事業場所						伐採面積	立木資材量 (m³)						立木資材m廻り			ha当り資材量	素材生産見込利用率		素材生産請負計画量			同時販売予定量		
事業地名	事業区分	林班	小班	支番	伐区		N		L		計		N	L	計		N	L	N	L	計	N	L	計
							本数	材積	本数	材積	本数	材積												
板小屋	保育活用	5100	ち			1.88	593	156.29	187	17.40	780	173.69	0.26	0.09	0.22	92	64.0	57.5	100	10	110			
東岐	保育活用	5119	へ			1.32	398	122.94	268	36.59	666	159.53	0.31	0.14	0.24	121	56.9	41.0	70	15	85			
東岐	保育活用	5119	ち			1.93	54	42.92	301	57.02	355	99.94	0.79	0.19	0.28	52	46.6	43.8	20	25	45			
東岐	保育活用	5119	り			11.65	214	152.13	1,538	331.13	1,752	483.26	0.71	0.22	0.28	41	49.3	45.3	75	150	225			
東岐	保育活用	5119	ぬ			0.54	58	6.47	102	15.49	160	21.96	0.11	0.15	0.14	41	77.3	32.3	5	5	10			
東岐	保育活用	5119	つ			0.61	45	8.45	74	14.07	119	22.52	0.19	0.19	0.19	37	59.2	35.5	5	5	10			
東岐	保育活用	5120	ろ			3.73	106	83.11	580	109.00	686	192.11	0.78	0.19	0.28	52	48.1	45.9	40	50	90			
東岐	保育活用	5120	は			5.77	303	238.06	862	184.86	1,165	422.92	0.79	0.21	0.36	73	50.4	46.0	120	85	205			
東岐	保育活用	5120	へ			0.63	10	6.26	80	18.10	90	24.36	0.63	0.23	0.27	39	79.9	55.2	5	10	15			
東岐	保育活用	5121	い			8.10	1,344	655.51	190	38.04	1,534	693.55	0.49	0.20	0.45	86	70.2	39.4	460	15	475			
東岐	保育活用	5121	ろ			3.77	696	339.12	97	19.71	793	358.83	0.49	0.20	0.45	95	67.8	50.7	230	10	240			
東岐	保育活用	5121	は			14.79	1,396	742.21	159	30.08	1,555	772.29	0.53	0.19	0.50	52	70.1	49.9	520	15	535			
東岐	育成受光	5121	に			5.83	294	173.84	820	125.27	1,114	299.11	0.59	0.15	0.27	51	54.6	43.9	95	55	150			
東岐	保育活用	5122	ろ			0.29	37	8.98	34	5.12	71	14.10	0.24	0.15	0.20	49	55.7		5		5			
東岐	保育活用	5122	ほ			4.84	266	171.09	428	105.54	694	276.63	0.64	0.25	0.40	57	49.7	42.6	85	45	130			
東岐	保育活用	5122	へ			0.30	33	14.81	34	4.79	67	19.60	0.45	0.14	0.29	65	33.8		5		5			
東岐	保育活用	5122	ち			4.49	290	259.64	202	46.62	492	306.26	0.90	0.23	0.62	68	55.8	42.9	145	20	165			
東岐	保育活用	5122	ぬ			1.50	255	218.04	93	23.60	348	241.64	0.86	0.25	0.69	161	68.8	42.4	150	10	160			
東岐	育成受光	5122	る			7.10	129	115.68	487	77.54	616	193.22	0.90	0.16	0.31	27	51.9	45.1	60	35	95			
東岐	育成受光	5122	わ			2.36	71	58.00	317	77.11	388	135.11	0.82	0.24	0.35	57	51.7	45.4	30	35	65			
東岐	保育活用	5122	か			1.50	399	133.91	83	9.05	482	142.96	0.34	0.11	0.30	95	67.2	55.2	90	5	95			
東岐	育成受光	5122	れ			0.69	63	34.58	2	1.00	65	35.58	0.55	0.50	0.55	52	43.4		15		15			
東岐	育成受光	5122	そ			2.65	188	111.05	5	3.00	193	114.05	0.59	0.60	0.59	43	49.5		55		55			
東岐	保育活用	5123	ろ			0.34	84	40.71	13	2.83	97	43.54	0.48	0.22	0.45	128	49.1		20		20			
東岐	育成受光	5123	は			1.14	37	33.65			37	33.65	0.91		0.91	30	74.3		25		25			
東岐	育成受光	5123	へ			3.56	184	134.35	5	4.00	189	138.35	0.73	0.80	0.73	39	67.0		90		90			
東岐	保育活用	5124	ろ			0.95	183	81.43	37	6.52	220	87.95	0.44	0.18	0.40	93	55.3	76.7	45	5	50			
東岐	保育活用	5124	に			2.35	132	73.17	54	8.96	186	82.13	0.55	0.17	0.44	35	54.7	55.8	40	5	45			
東岐	保育活用	5125	い			2.19	185	131.68	15	3.09	200	134.77	0.71	0.21	0.67	62	68.3		90		90			
東岐	育成受光	5125	ろ			0.12	3	2.23	10	1.99	13	4.22	0.74	0.20	0.32	35	224.2		5		5			
東岐	保育活用	5125	は			1.39	205	78.22	26	3.75	231	81.97	0.38	0.14	0.35	59	70.3		55		55			
東岐	育成受光	5125	に			2.61	131	46.44	196	26.28	327	72.72	0.35	0.13	0.22	28	53.8	38.1	25	10	35			
東岐	育成受光	5125	ほ			2.08	109	37.33	230	40.29	339	77.62	0.34	0.18	0.23	37	53.6	49.6	20	20	40			
東岐	保育活用	5125	と			3.00	550	356.49	251	28.69	801	385.18	0.65	0.11	0.48	128	65.9	52.3	235	15	250			
東岐	保育活用	5125	ち			3.42	244	165.50	178	18.86	422	184.36	0.68	0.11	0.44	54	54.4	53.0	90	10	100			
東岐	保育活用	5125	り			3.82	207	273.46	309	43.34	516	316.80	1.32	0.14	0.61	83	49.4	46.1	135	20	155			
東岐	保育活用	5125	ぬ			1.37	106	74.41	58	5.29	164	79.70	0.70	0.09	0.49	58	67.2		50		50			
東岐	育成受光	5126	い			4.37	61	49.95	44	6.20	105	56.15	0.82	0.14	0.53	13	70.1	80.6	35	5	40			

事業場所					伐採面積	立木資材量 (m³)						立木資材m廻り			ha当り 資材量	素材生産 見込利用率		素材生産請負計画量			同時販売予定量		
事業地名	事業区分	林班	小班	支番		N		L		計		N	L	計		N	L	N	L	計	N	L	計
						本数	材積	本数	材積	本数	材積												
東岐	保育活用	5126	ろ		6.80	336	286.78	319	80.97	655	367.75	0.85	0.25	0.56	54	55.8	43.2	160	35	195			
東岐	保育活用	5126	は		0.15	28	14.34	19	3.71	47	18.05	0.51	0.20	0.38	120	69.7		10		10			
東岐	育成受光	5126	に		3.02	67	56.82	291	44.09	358	100.91	0.85	0.15	0.28	33	70.4	45.4	40	20	60			
東岐	保育活用	5126	と		4.38	351	82.52	341	49.70	692	132.22	0.24	0.15	0.19	30	48.5	40.2	40	20	60			
東岐	保育活用	5126	ち		6.14	834	576.83	261	47.86	1,095	624.69	0.69	0.18	0.57	102	50.3	41.8	290	20	310			
東岐	保育活用	5126	ぬ		3.51	292	125.36	162	10.58	454	135.94	0.43	0.07	0.30	39	67.8	47.3	85	5	90			
東岐	保育活用	5127	い		8.32	664	418.00	408	68.22	1,072	486.22	0.63	0.17	0.45	58	68.2	44.0	285	30	315			
東岐	保育活用	5127	ろ		1.45	145	52.78	15	0.59	160	53.37	0.36	0.04	0.33	37	66.3		35		35			
東岐	保育活用	5127	に		6.92	397	402.39	177	34.90	574	437.29	1.01	0.20	0.76	63	68.3	43.0	275	15	290			
東岐	育成受光	5127	ほ		14.86	325	276.30	1,425	213.58	1,750	489.88	0.85	0.15	0.28	33	50.7	44.5	140	95	235			
東岐	保育活用	5127	へ		7.69	536	281.67	301	64.78	837	346.45	0.53	0.22	0.41	45	67.5	46.3	190	30	220			
東岐	保育活用	5128	に		5.15			287	75.52	287	75.52		0.26	0.26	15		46.3		35	35			
東岐	保育活用	5128	ほ		8.81	754	376.05	374	53.23	1,128	429.28	0.50	0.14	0.38	49	67.8	47.0	255	25	280			
東岐	保育活用	5128	り		0.83	72	20.41	38	5.31	110	25.72	0.28	0.14	0.23	31	49.0		10		10			
東岐	保育活用	5130	い		7.61	112	53.62	800	160.80	912	214.42	0.48	0.20	0.24	28	46.6	43.5	25	70	95			
東岐	保育活用	5130	ろ		1.81	246	97.16	134	17.24	380	114.40	0.39	0.13	0.30	63	56.6	58.0	55	10	65			
東岐	保育活用	5131	い		9.67	679	464.79	416	85.24	1,095	550.03	0.68	0.20	0.50	57	67.8	46.9	315	40	355			
東岐	天然受光	5131	ろ		5.30	19	16.26	1,117	227.67	1,136	243.93	0.86	0.20	0.21	46	61.5	43.9	10	100	110			
東岐	保育活用	5131	は		11.87	810	553.70	501	100.86	1,311	654.56	0.68	0.20	0.50	55	67.7	44.6	375	45	420			
東岐	保育活用	5131	に		13.15	868	594.62	533	108.18	1,401	702.80	0.69	0.20	0.50	53	69.8	46.2	415	50	465			
東岐	保育活用	5132	い		3.83	378	258.35	232	47.81	610	306.16	0.68	0.21	0.50	80	40.6	31.4	105	15	120			
東岐	保育活用	5132	ろ		0.47	8	0.83	109	13.04	117	13.87	0.10	0.12	0.12	30		38.3		5	5			
東岐	保育活用	5132	は		5.01	2,038	604.58	163	26.96	2,201	631.54	0.30	0.17	0.29	126	39.7	37.1	240	10	250			
東岐	保育活用	5133	い		12.08	1,803	1,088.12	334	69.74	2,137	1,157.86	0.60	0.21	0.54	96	69.8	43.0	760	30	790			
東岐	保育活用	5133	ろ		8.14	1,273	612.29	451	111.32	1,724	723.61	0.48	0.25	0.42	89	67.8	44.9	415	50	465			
東岐	保育活用	5134	い		3.40	578	272.72	332	74.95	910	347.67	0.47	0.23	0.38	102	69.7	46.7	190	35	225			
東岐	保育活用	5134	ろ		5.82	1,292	543.73	358	57.33	1,650	601.06	0.42	0.16	0.36	103	68.0	43.6	370	25	395			
東岐	保育活用	5134	ほ		0.48	43	14.14	57	14.03	100	28.17	0.33	0.25	0.28	59	70.7	35.6	10	5	15			
合計					469.72	60,525	27,080.77	27,492	4,712.34	88,017	31,793.11	0.45	0.17	0.36	68	62.6	43.6	16,945	2,055	19,000			

事業区分別立木資材と生産計画表

事業区分	伐採 面積	立木資材量 (m ³)						立木資材m ³ 廻り			ha 当り 資材量	素材生産 見込利用率		素材生産請負計画量			同時販売予定量		
		N		L		計		N	L	計		N	L	計	N	L	計		
		本数	材積	本数	材積	本数	材積												
經常																			
天然受光	12.85	312	68.16	1,978	361.05	2,290	429.21	0.22	0.18	0.19	33	51.3	42.9	35	155	190			
育成受光	50.39	1,662	1,130.22	3,832	620.35	5,494	1,750.57	0.68	0.16	0.32	35	56.2	44.3	635	275	910			
誘導伐																			
保育活用	406.48	58,551	25,882.39	21,682	3,730.94	80,233	29,613.33	0.44	0.17	0.37	73	62.9	43.6	16,275	1,625	17,900			
保護伐																			
合計	469.72	60,525	27,080.77	27,492	4,712.34	88,017	31,793.11	0.45	0.17	0.36	68	62.6	43.6	16,945	2,055	19,000			

請負事業作業仕訳書（A）

直接費内訳書										
作業場所	作業区分		変動費	事業別請負予定数量						摘要
事業地	作業種	作業工程	固定費別	経常	天然受光	育成受光	誘導伐	保育活用	保護伐	
板小屋	伐採搬出	伐倒	変		190	910		17,900		計19,000
東岐		造材	変		190	910		17,900		計19,000
		集材	変		190	910		17,900		計19,000
		山元土場巻立	変		100	910		8,440		計9,450
		森林作業道作設	固		2,430m	6,965m		61,205m		計70,600m
		引込線作設	固					300m		
		既設路維持・修繕（森林作業道）	固		680m	3,670m		51,275m		計55,625m
		既設路維持・修繕（トラック道）	固					25,350m		
		除雪	固					210,400m		
		土場作設	固					8,000㎡		
	検知業務	形量・品質検知	変		35	405		9,675		計10,115
		桎検知	変			405		2,595		計3,000
		層積検知	変		100	505		5,845		計6,450
	素材輸送	積込・運賃	変		90			9,460		計9,550
		材整理	変		90			9,460		計9,550
	検知業務	桎検知(輸送材)	変		35			7,080		計7,115
		層積検知(輸送材)	変		55			2,380		計2,435
	その他	機械類運搬	固					1式		
		人員輸送費	固					1式		
		その他経費	固					5本		イゾ対策
		その他経費	固					3本		熊撃退スプレー
		その他経費	固					1,700㎡		砂利敷工

※ 請負予定数量欄の単位は、素材：㎡

特記仕様書

8年度檜山署【北斗地区】保全整備（保育間伐等）第3号について、下記の事項を定める。

記

- 1 保安林内作業行為協議の知事同意内容の説明
当該事業の事業地は保安林に指定されており、当該事業に係る保安林内作業行為協議の知事同意内容を遵守し事業を実行すること。（別紙「事業地毎の作業条件」参照）
- 2 伐採について
 - (1)列状間伐箇所においては、調査木の標示（ナンバーテープ）の有無にかかわらず列状間伐ができるものとする。
 - (2)調査木の標示（ナンバーテープ）がある立木を伐採しない場合、標示を剥がす必要はない。
- 3 濁水防止対策
当該事業において、濁水発生が危惧される場合は、丸太や側溝を利用し濁水防止に努め、事業終了後には撤去すること。また、大雨時などは、監督職員等と協議のうえ実行すること。作業終了後には、水切り等の保全措置を行うこと。
- 4 既設道及び土場の維持修繕等に関する事項
 - (1)既設道等の維持修繕
事業実行に必要な既設道等については、車両等の通行に支障が無いよう維持修繕を行うものとする。
 - (2)既設道等への敷砂利
既設道及び土場等への砂利敷均については、事業実行及び運材に支障が無いよう次に定める仕様により行うものとする。
 - ①敷幅：3 mの範囲内
 - ②敷厚：10～20 cm
 - ③切込碎石：0～80 mm級なお、敷砂利分の「納入伝票」及び「納品書等」を完了検査時に提出すること。
※「納品書等」とは、碎石プラント等から受注者に対し、当該数量を納品したことを証明する一覧表とする。
 - (3)除雪
当該事業の事業地へ通じる通勤路（公道を除く）については、車両の通行に支障がないよう除雪を行うものとする。
- 5 システム販売
当該事業から出材される素材がシステム販売の対象となった場合は、採材寸法及び検知等について別途指示する。
- 6 誤伐防止
誤伐防止のため、別紙「誤伐防止のためのチェックポイント」を事業計画書の承認を受けた後事業着手前に提出すること。

7 ナラ枯れ拡大防止対策

ナラ枯れの被害に関する対応について、別紙「北海道内におけるナラ枯れ被害木等の伐採・移動に関する指針」（北海道水産林務部林務局森林整備課）に基づき適切に対応するほか、監督職員の指示に従うものとする。

また、事前踏査及び事業実行中に被害木及び被害木と推定されるものが発見された場合は立木にテープ等で表示するとともに、位置情報を速やかに監督職員等へ報告すること。

8 熱中症対策に資する現場管理費率等の補正の試行について

(1)本事業は、日最高気温又は暑さ指数の状況に応じた熱中症対策に資する現場管理費率等の補正の試行を行う対象事業である。

(2)用語の具体的な内容は、次のとおりである。

①真夏日：日最高気温が 30 度以上の日（気象庁が公表している地上気象観測所等の気温）又は暑さ指数（WBGT 値）が 25 度以上の日（環境省が公表している観測地点の暑さ指数）。

②事業期間：事業着手日から事業終了日までの期間をいう。

なお、年末年始休暇分として 6 日間、7 月、8 月又は 9 月を含む事業では夏季休暇分として 3 日間、事業中止期間は含まない（事業期間には不稼働日も含む）。

③真夏日率：事業期間内の真夏日を事業期間で除した割合をいう。なお、不稼働日は事業期間内の真夏日に含めないものとする。

真夏日率 = 事業期間中の真夏日 ÷ 事業期間

(3)請負者は、契約締結後に提出する事業計画書に、事業期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載し、監督職員へ提出する。

なお、当試行に取り組まない場合は、事業計画書への記載は不要である。

(4)気温の計測方法については、事業現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT 値）を用いることを標準とする。

ただし、これによりがたい場合は、あらかじめ監督職員と協議の上、気象業務法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 101 号）第 1 条の 3 の表に基づく気象庁以外の者の行う観測の技術上の基準を満たした方法により得られた事業現場の気温の計測結果又は JISB7922 に準拠した電子式湿球黒球温度指数計（精度区分クラス 2 以上）により測定した値を用いることも可とする。なお、計測資料の取得又は計測に要する費用は請負者の負担とするものとする。

(5)請負者は、事業完了届の提出前にあらかじめ監督職員へ計測結果の資料を提出する。

あわせて、事業終了の見込み日を提示して発注者と協議を行い、事業終了のみなし日を決定する。

なお、当試行に取り組んでいた場合で、例えば「真夏日」が「0 日」だったなど、計測結果の提出がなかった場合は請負金額の変更は行わない。

(6)発注者は、請負者から提出された計測結果の資料を基に補正値を算出し、現場管理費率等に加算し請負金額の変更を行うものとする。

補正値（%） = 真夏日率 × 補正係数※ ※補正係数は 1.2 とする。

(7)当試行による変更契約は最終変更契約で行うことから事業の進捗に留意すること。

9 安全確保に資する衛星携帯電話の利用について

(1)本事業は、安全確保に資する衛星携帯電話の利用に当たって共通仮設費等へ計上することができる。

(2)請負者は、あらかじめ事業現場の通話状況を確認した上で、利用する衛星携帯電話を準備しなければならない。

(3)請負者は、事業計画書提出後に準備した衛星携帯電話で試験通話を行い、事業現場において現場代理人が所有している携帯電話が通話不可及び衛星携帯電話が正常に通話できるか監督

職員の確認を受けなければならない。請負者は、監督職員が通話に支障ありと判断した場合は、発注者と請負者で協議し、衛星携帯電話の変更又は利用を中止するものとする。

(4)請負者は、衛星携帯電話の利用に当たって、次の事項を事業計画書に記載し、監督職員の確認を受けるものとする。なお、事業計画書提出時に利用予定がない場合においても、後日利用を希望する際は、同様に取り扱うものとする。

①衛星携帯電話事業者名

②衛星携帯電話サービス名

③衛星携帯電話及びこれに関連する機器類（以下「使用端末等」という。）

④利用料金

⑤利用期間（○月○日～○月○日まで）

⑥本事業以外の事業への供用の有無

他事業名（署名・物件名）

(5)対象とする経費は、1台分のリース代金を原則とする。ただし、リース不可の場合は、衛星携帯電話の購入代金を基に損料を算出し、発注者と請負者で協議するものとする。

(6)請負者は、事業着手日から事業終了日における衛星携帯電話に関する費用の支払証明書類等を提出するものとする。合わせて、事業終了の見込み日を提示して発注者と協議を行い、事業終了のみなし日を決めるものとする。

(7)対象経費の計上に伴う請負金額の変更は、最終変更契約において行うものとする。

(8)衛星携帯電話を、本事業以外の事業地で共用することは妨げない。ただし、同一期間に係るリース料金等を本事業以外の請負契約の経費として計上することはできないものとする。また、事業途中で本事業以外でも当試行による衛星携帯電話を供用することとなった場合には監督職員に申し出ること。

(9)当試行による変更契約は最終変更契約で行うことから事業の進捗に留意すること。

8 その他

(1)当該事業実行にあたり、出材される素材のうち一部は輸送計画図で示す林小班ごとに対象の輸送土場へ輸送・巻立すること。なお、東岐輸送土場については一部新設土場となることに留意すること。出材される素材については、常時搬出が可能なように巻立すること。

(2)当該事業地への通勤路である道道 29 号上磯厚沢部線には北海道渡島総合振興局函館建設管理部事業室事業課が管理しているゲートが設置されており、冬季間通行止めとなることから、通行の際は鍵の貸与を受け、施錠を含め厳重に管理すること。

別紙

製品生産における誤伐防止のためのチェックポイント

年 月 日

発注者

分任支出負担行為担当官

森林管理（支）署長 殿

請負者

住所

氏名

年 月 日契約した 年度〇〇署【△△地区】保全整備（保育間伐・地拵え・植付）
第〇号について、下記事項の通り提出いたします。

区 分	チェックポイント	チェック		
		はい	該当なし	
保安林協議	保安林伐採協議及び作業行為の知事同意済内容を確認しましたか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	特に土場・森林作業道の作設面積は、確認しましたか	<input type="checkbox"/>		
契約書と図面 等の事前確認	契約書・仕様書・特記仕様書等の確認をしましたか	<input type="checkbox"/>		
	関係図簿等の資料を確認しましたか	<input type="checkbox"/>		
	隣接地に収穫調査、立木販売済箇所及び分収林の有無を確認しましたか	<input type="checkbox"/>		
	伐採区域内における伐採除外地の有無を確認しましたか	<input type="checkbox"/>		
境界の 現地確認	林小班及び伐採区域の現地確認をしましたか	<input type="checkbox"/>		
	隣接地の収穫調査、立木販売済箇所及び分収林を現地確認しましたか	<input type="checkbox"/>		
	伐区界等の不明箇所がありましたか	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
	（ある場合）不明箇所を監督職員等に確認依頼しましたか	<input type="checkbox"/>		
支障木の取扱 （裏面）	立木販売と製品生産事業での支障木の取扱方法の相違を理解しましたか	<input type="checkbox"/>		
	作業従事者に上記について周知しましたか	<input type="checkbox"/>		
作業従事者 ・ 下請者への 指導	作業従事者に図面等を配布し、次のことを指導しましたか			
	・ 伐採区域の標示方法	<input type="checkbox"/>		
	・ 伐採方法（帯状、定性等）及び伐採仕様（伐採率）	<input type="checkbox"/>		
	・ 調査木の標示方法（No.テープの記号、番号、色別）	<input type="checkbox"/>		
	・ 伐採除外地の有無	<input type="checkbox"/>		
	・ 伐採除外地の標示方法	<input type="checkbox"/>		
作業従事者に上記について不明な場合は現場代理人へ報告するよう指導 しましたか	<input type="checkbox"/>			
	丸太・砂利等運搬を除き、下請け作業がある場合、下請者に作業従事者と 同様のことを指導しましたか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

注：このチェック表は、事業計画書の承認を受けた後、**事業着手前に監督職員に提出してください。**

監督職員

年 月 日

官職氏名

支障木の取扱

項目	立木販売		製品生産事業	
	伐区内	伐区外	伐区内	伐区外
伐倒支障木	伐倒支障木が発生する場合は、買受人は支障木届を森林官等に提出し、森林官等の指示により伐倒を行う。 <u>※伐倒開始は代金納入後に森林官等の指示により行う</u>	同左	伐倒支障木が発生する場合は、請負者は支障木届を監督職員に提出し、監督職員の指示により伐倒を行う。 <u>※伐倒開始は監督職員の指示により行う</u>	同左
損傷木	損傷木が発生した場合は、買受人は支障木届を森林官等に提出し、森林官等の指示により伐倒を行う。 <u>※伐倒開始は代金納入後に森林官等の指示により行う。</u>	同左	損傷木が発生した場合は、請負者は支障木届を監督職員に提出し、監督職員の指示により伐倒を行う。 <u>※伐倒開始は監督職員の指示により行う。</u>	同左
搬出路等支障木	搬出路支障木が発生する場合は、買受人は支障木届を森林官等に提出し、森林官等の指示により伐倒を行う。 <u>※伐倒開始は代金納入後に森林官等の指示により行う。</u>	同左	森林作業道支障木は、予め本物件の調査結果を活用して資材に繰入れ払出済のため、支障木届の提出は必要ない。	森林作業道支障木が発生する場合は、請負者は支障木届を監督職員に提出し、監督職員の指示により伐倒を行う。 <u>※伐倒開始は監督職員の指示により行う。</u>
土場支障木	土場支障木が発生する場合は、買受人は支障木届を森林官等に提出し、森林官等の指示により伐倒を行う。 <u>※伐倒開始は代金納入後に森林官等の指示により行う。</u>	同左	土場支障木が発生する場合は、請負者は支障木届を監督職員に提出し、監督職員の指示により伐倒を行う。 <u>※伐倒開始は監督職員の指示により行う。</u>	同左

北海道内におけるナラ枯れ被害木等の 伐採・移動に関する指針

北海道水産林務部林務局森林整備課

北海道ナラ枯れ被害対策基本方針（令和6年森整第1080号）第3の3(3)アに定めるナラ類等の伐採・移動について、次のとおり定める。

1 目的

近年、カシノナガキクイムシ（以下「カシナガ」という。）が媒介する病原菌「ナラ菌」により、ナラ類等が集団的に枯死する「ナラ枯れ」が全国的に発生しています。

カシナガは体長5mm程度の虫で、6月～8月頃にナラ類等の幹に入り込みます。カシナガが持ち込むナラ菌が増殖した木の多くは、その年の8月～9月頃には枯死します。

北海道では令和5(2023)年度に初めてナラ枯れが確認され、令和6(2024)年度には、その被害が拡大しており、今後も被害の更なる拡大や長期化が懸念されています。

道では、ナラ枯れ被害の拡大防止に向けて、林業・木材産業関係者の皆様が被害地域等でナラ類等の伐採や移動を行う際に守っていただきたい事項を、留意事項としてとりまとめましたので、対応についてのご協力をお願いします。

2 留意事項

(1) 被害地域でのナラ類等の伐採/処理（被害木）

・被害木は、5月末までに適切に伐採・処理する

*被害木にはカシナガが潜んでいるおそれがあります。6月～9月はカシナガが被害木から羽化・脱出する時期（以下「脱出時期」という。）であり、新たな被害が発生することが懸念されます。

・被害木は、「伐採後速やかに搬出・処理する」など、適切な処理を行う。

*被害木を伐採後に、林内に集積しておくこと、カシナガを誘引し、被害拡大につながることを懸念されます。

⇒道は、試験研究機関の協力のもと、被害木の適切な処理方法を「ナラ枯れ被害木処理マニュアル」として整理・公表しています。マニュアルに沿った処理をお願いします。

・山土場や製材工場土場などの丸太から穿入痕が確認された場合も、被害木同様に扱う。

*山土場や製材工場土場などの丸太に穿入痕が確認された場合、その丸太からカシナガが羽化・脱出し、新たな被害が発生することも懸念されます。

⇒道の処理マニュアルに定める方法に準じ、くん蒸・チップ化・焼却等による処理をお願いします。なお、材の大きさなどの状況により、マニュアルに沿った処理が困難な場合は個別に検討します。また、薬剤を用いた、くん蒸処理後の材の活用の適否は、各実施主体において薬剤メーカーに確認するなど、適切に対応して下さい。

(2) 被害地域でのナラ類等の伐採（未被害木）

・被害地域では、ナラ類等を6月から9月の間は伐採しない

＊ナラ類等の伐採や枝払い等を脱出時期に行うことは、近隣に生息するカシナガを誘引し、被害の拡大につながります。なお、ナラ類等を単木的に除外して施業を行うことが困難な場合は、伐採後速やかに林外に搬出してください。

・未被害木についても、「伐採後速やかに搬出する」など、適切な対応を行う。

＊未被害木でも伐採後に林内に集積しておくとかシナガを誘引し、被害拡大につながる懸念されますので、特に6月～9月の間は被害地域及び被害監視地域内の林内に集積・保管しないとともに、野外での集積・保管も極力行わないで下さい。

・林外に搬出した材についても、5月末までに焼却・破碎・製材等を極力行う。

＊林外に搬出した材にかシナガが穿入していた場合、丸太からカシナガが脱出する可能性があることから、脱出時期前の5月末までに焼却等を行うことが望ましいです。

(3) 被害地域から未被害地への移動（被害木、未被害木）

・被害木は移動しない。未被害木であっても極力移動は行わない。

＊カシナガの穿入痕は小さく発見しづらく被害の判定が難しいことがあります。未被害木でどうしても移動が必要な場合には、移動前及び移動後にカシナガの穿入痕がないか十分確認して下さい。

・販売者は、販売先や譲渡先等木材の受け入れ先に通知書を配布する（道に写しを提出）

＊被害地域から搬出された材であることや、受入材が被害発生リスクのあることを地域で共有するため、未被害のナラ類等を移動する場合には販売者は受け入れ先に対し、通知書を提出して下さい。また、受け入れ先に対して、脱出時期前の5月末までに焼却・破碎・製材等を極力行うよう伝達して下さい。

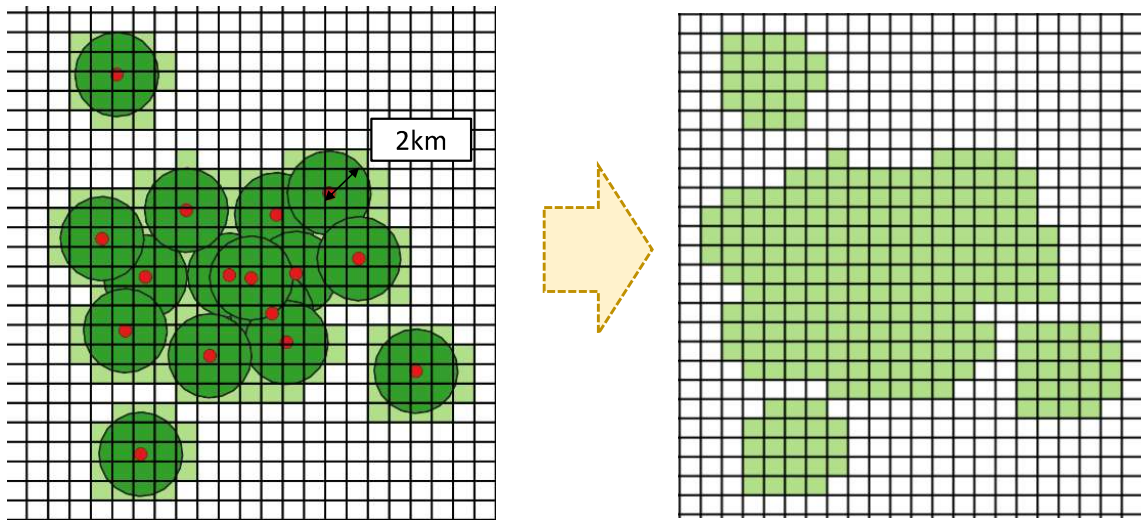
⇒当年度以降の「被害監視区域」を設定する参考としますので、道への通知書（写）提出にもご協力をお願いします。

<参考>

1 被害地域の考え方

【これまで分かっていること】

- ・被害地域内の立木には、カシナガが侵入する可能性がある。
（脱出時期（6～9月）の伐採・搬出には要注意。
被害木の確認された周囲（半径1～2km）での被害には要注意）
- ・伐採後の丸太には、カシナガを誘引する揮発成分がある（被害木でなくても同様）
- ・立ち枯れ木だけでなく、土場の丸太にもカシナガは侵入し、増殖・脱出する



【被害木及び被害木周辺】

【被害地域】

<凡例>

- ・赤点・・・被害木
- ・緑色・・・被害木から半径2kmの円
- ・薄緑色・・・被害地域（半径2kmの円と全部または一部が重なるメッシュ）
- ・白色・・・未被害地
- ・メッシュ・国土交通省が公開している1kmメッシュ

○被害地域図作成の手順

(1) 被害地域の作成

被害木から半径2kmの円と重なるメッシュ把握

(2) 被害地域の図示

円及び被害木を消した図を作成・公開

2 各種用語の定義

○ナラ類等

- ・「ミズナラ、コナラ、アカナラ、カシワなどのナラ類やクリ」など、北海道に生育し、ナラ枯れ被害を受ける樹木をいう。なお、ブナは「ナラ枯れ」をうけない

○被害木

- ・カシナガによるナラ枯れの被害木（枯死木、カシナガの穿入が認められる生立木）

○被害地域

- ・前年又は当年に確認された「被害木から半径2kmの円と一部でも重なるメッシュの範囲」。メッシュは国土交通省が公開している1kmを使用。被害地域は毎年度、上空調査の結果を踏まえて変更する。

*被害地域は、被害木の発生状況を踏まえ、適宜更新し、道のホームページで公表

<水産林務部林務局森林整備課 HP> <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/srs/>

<お問い合わせ先>

- ・北海道 水産林務部 林務局 森林整備課
- ・最寄りの（総合）振興局 産業振興部 林務課 森林整備係

ナラ枯れ被害地域におけるナラ類等の伐採・移動通知書

年 月 日

(受け入れ先) 様
(受け入れ先住所)
(木材集積場所の住所)
(受け入れ先電話番号)

(販売者住所)
(販売者氏名)
(販売者連絡先電話番号)

この木材には、ナラ枯れの被害材が混入しているおそれがありますので、「北海道内におけるナラ枯れ被害木等の伐採・移動に関する指針」に基づき、次のとおり通知します。

記

1 ナラ枯れ被害の監視について

ナラ枯れの被害材が混入していた場合、周囲でナラ枯れが発生する可能性がありますので、本木材を集積する箇所の半径2 kmの範囲内にナラ枯れ被害が発生していないか、自主的に被害の監視を行ってください(特に8月～9月にかけて枯死することが多いため、この時期は重点的に監視を行ってください)。

2 ナラ枯れ被害対応

(1)本木材からカシナノナガクイムシの穿入痕と疑われる痕が見つかった場合

速やかに最寄りの(総合)振興局産業振興部林務課森林整備係まで連絡してください。

その後、道や試験研究機関による調査の結果、ナラ枯れ被害材と判定された場合は、被害材の処理が必要となります。処理については、販売者・受け入れ者で協議を行う必要があるため、被害材であることが判明した場合、受け入れ者は速やかに販売者に連絡してください。

(2)集積場所周辺でナラ枯れ被害が疑われる樹木が見つかった場合

ナラが枯死し、木の根元に木くずや糞の混合物(フラス)が堆積している場合や、幹に穿入した痕跡がある場合などナラ枯れ被害が疑われる樹木が見つかった場合は、速やかに最寄りの(総合)振興局産業振興部林務課森林整備係まで連絡してください。

【注意】

- 販売者は、本通知書の写しを北海道水産林務部林務局森林整備課に提出してください。
< F A X : 011-232-1297 メール : suirin.shinsei2@pref.hokkaido.lg.jp >
- また、販売者は受け入れ者から被害材であることが判明した旨の連絡があった場合、伐採が行われた位置(市町村や林小班など)がわかる情報の提供にも協力してください。
* 伐採地のわかる書類を通知毎に整理しておくこと、連絡後の確認が容易です。
例：合法性証明として活用できる書類(「伐採及び伐採後の造林の届出書」や「森林管理署等と交わした売買契約書」など)の写しを通知と併せて保管
- 販売者が新たな受け入れ先に通知を行う際には、本通知書に、
 - 「北海道ナラ枯れ被害対策基本方針」
 - 「北海道内におけるナラ枯れ被害木等の伐採・移動に関する指針」
 - 「ナラ枯れ周知用パンフレット(ナラ枯れかも!! 情報提供にご協力ください)」を添付し、ナラ枯れ被害の注意喚起をしてください
(北海道水産林務部林務局森林整備課のホームページから入手できます)
- 「木材集積場所住所」には販売者が把握している集積場所(荷下ろしを行う工場土場等)を記載してください。複数の場所に荷下ろし・集積する場合は全て記載してください。
受け入れ者が集積場所を移動した場合、受け入れ者は移動先で監視を行ってください。

チェック	様式 NO	提出様式	チェック	添付資料等	備考	
<input type="checkbox"/>	1	競争参加資格確認申請書 (表紙)	<input type="checkbox"/>	全省庁統一資格の資格確認通知書(写)	共同事業体による申請の場合は 構成員全員	
			<input type="checkbox"/>	林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第1項に基づく都道府県 知事からの認定を証明する書類(写)		
			<input type="checkbox"/>	共同事業体協定書(写)	共同事業体による申請の場合	
<input type="checkbox"/>	2	同種の事業の実績	<input type="checkbox"/>	実績として記載した事業に係る契約書等(写)		
<input type="checkbox"/>	3	配置予定の技術者の資格等	<input type="checkbox"/>	法令等による技術者の資格・免許 入札公告の(ア)～(カ)の資格	資格・免許を保有していることが 確認出来る修了証書等の写し	
			<input type="checkbox"/>	上記法令等による技術者の資格・免許の保有がない場合、同様の資格 として認められる過去15年のうち3年以上森林整備事業に従事した 実績を記載。実績として記載した事業に係る契約書等(写)	技術者の経験が証明できる書類 経歴書等の場合は、事業主の証明 あるもの	
			<input type="checkbox"/>	入札参加者が直接雇用していることが判る書類(写)	保険証の写しなど 経歴書等の場合は、事業主の証明 あるもの	
<input type="checkbox"/>	4	従事予定の技能者の資格等	<input type="checkbox"/>	チェーンソー 伐倒・造材	伐木等の業務に係る特別教育の修了証書(写) ※令和2年7月まで有効な伐木等の業務8号の場合、補講に 関する特別教育の修了証書(写)	チェーンソー手帳は講習受講・修 了等証明付のもの
			<input type="checkbox"/>		車両系建設機械運転技能講習の修了証書等(写)	
			<input type="checkbox"/>	高性能 機械	高性能林業機械に関する受講証明等	経歴書等の場合は、事業主の証明 あるもの
			<input type="checkbox"/>		伐木等機械運転特別教育の修了証書(写)	
			<input type="checkbox"/>		車両系建設機械運転技能講習の修了証書等(写)	
			<input type="checkbox"/>	木寄・ 集材	伐木等機械運転特別教育の修了証書(写)	
			<input type="checkbox"/>		走行集材機械運転特別教育の修了証書(写)	
			<input type="checkbox"/>		架線集材機械等運転特別教育の修了証書(写)	
			<input type="checkbox"/>	巻立	車両系建設機械運転技能講習の修了証書等(写)	
			<input type="checkbox"/>		はい作業主任者技能講習の修了証書等(写)	
			<input type="checkbox"/>		伐木等機械運転特別教育の修了証書(写)	
			<input type="checkbox"/>	路網・ 土場	車両系建設機械運転技能講習の修了証書等(写)	
			<input type="checkbox"/>		地山の掘削作業主任者技能講習の修了証書等(写)	
			<input type="checkbox"/>	輸送	車両系建設機械運転技能講習の修了証書等(写)	輸送を含む事業でグラブプル使用 時
			<input type="checkbox"/>	5	社会保険等への加入状況	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	6	検知業務実績証明書	<input type="checkbox"/>	実績として記載した事業に係る契約書等(写)		
<input type="checkbox"/>	7	農林水産業・食品産業の作業 安全のための規範(個別規 範:林業) 事業者向けチェッ クシート	<input type="checkbox"/>		共同事業体による申請の場合は 代表者のみ	

	チェック	様式NO	提出様式	チェック	添付資料等	備考	
技術提案書	<input type="checkbox"/>	1	技術提案書(表紙)	-	-		
	<input type="checkbox"/>	2	事業計画上の考慮事項等(簡易型の場合は省略可)	<input type="checkbox"/>	-	必要に応じて参考図書を添付	
	<input type="checkbox"/>	2-1	事業計画の工程管理(簡易型の場合は省略可)	-	-		
	<input type="checkbox"/>	3	企業の事業実績等	<input type="checkbox"/>	事業に関する「表彰実績」がある場合はその表彰状(写)		
				<input type="checkbox"/>	「同種事業の実績」がある場合はその事業の契約書等(写)		同種事業であることが分かるもの(必要に応じ資料を添付)
				<input type="checkbox"/>	「立木等の販売と跡地における造林作業の請負とを一括して契約の実績」がある場合はその事業の契約書等(写)		
				<input type="checkbox"/>	「緑化活動」の実績がある場合はその契約・協定書等(写)		
				<input type="checkbox"/>	「災害協定」を結んでる場合は、協定期間が確認出来る契約・協定書等(写)		
				<input type="checkbox"/>	「ボランティア活動(防災等関連)」の実績がある場合は実施年月日、実施場所、実施概要がわかるもの(写)		
				<input type="checkbox"/>	エゾシカ被害対策について、直接捕獲事業にかかわる請負の実績がある場合は契約書(写)、ボランティアによる実績がある場合は実施年月日、実施場所、実施概要がわかるもの(写)		
				<input type="checkbox"/>	間接的な捕獲の実績がある場合は、情報提供内容が確認できるGPS情報、写真、図面等、又は事業者による狩猟免許取得・更新に係る費用負担や有害鳥獣捕獲等への参加のための特別休暇付与を証明する資料		
				<input type="checkbox"/>	森林管理経営法に基づき市町村から経営管理実施権の設定を受けている場合、そのことを証明する資料		
				<input type="checkbox"/>	森林管理経営法第36条第2項の要件に適合する者(意欲と能力のある林業経営体)として、都道府県から公表されている場合は、公表されていることを証明する資料		
				<input type="checkbox"/>	都道府県において「育成を図る林業経営体」(H30.2.6長官通知)に選定されている場合は、そのことを証明する資料		
				<input type="checkbox"/>	森林経営計画 森林法に基づく森林経営計画を自ら作成し、認定を受けている場合、森林経営計画認定書(写)		
				<input type="checkbox"/>	民有林実績 民有林における森林整備の実績がある場合、契約書等(写)		
				<input type="checkbox"/>	「若手技術者等への登用・育成」の実績がある場合は、雇用通知書及び身分証明書等(写)、又は各種取組みを証明できる資料等(写)		活動内容の分かるもの(必要に応じ資料を添付)
				<input type="checkbox"/>	若者雇用促進法による「ユースエール認定企業」の場合は公表されている認定書等の写し		
				<input type="checkbox"/>	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の作成によりウェブサイト上に公表している内容が確認できる認定書等(写)		
				<input type="checkbox"/>	次世代法に基づく「くるみん認定企業」、「プラチナくるみん認定企業」の認定書等(写)		
				<input type="checkbox"/>	伐採・造林に関する行動規範と当該規範を遵守している旨を記載した誓約書		
				<input type="checkbox"/>	生産性向上 生産性向上を目的とした工程管理を行い、その結果から改善点を把握し、その後の事業により改善されたことが説明出来る資料又は工程管理を行ったことを証明できる資料等		
				<input type="checkbox"/>	技術向上 現場従事者の技術向上を目的とした取組みを証明できる資料等		
	<input type="checkbox"/>	休暇日数確保 就業規則、雇用通知書等(写)					
	<input type="checkbox"/>	休業4日以上労働災害無しの実績を継続していることを証明できる資料又は労働者死傷病報告等の災害概要がわかる書類					
	<input type="checkbox"/>	労働安全コンサルタントによる安全診断又はリスクアセスメントに取り組んでいる場合、実施していることを証明する資料					
	<input type="checkbox"/>	北海道林業事業体登録制度のホームページ上に公表されている「北海道林業事業体登録情報」(「北海道林業事業体登録実施要綱」による登録を受けており、その状態が継続していることを証する資料)					
<input type="checkbox"/>	退職金共済契約締結の事実を証明する資料						
<input type="checkbox"/>	3-1	企業の事業実績等(作業員の雇用形態)	<input type="checkbox"/>	作業員の雇用形態を証明する資料として「作業従事者の雇用形態状況」(様式3-1)			
			<input type="checkbox"/>	「作業従事者の雇用形態状況」(様式3-1)により記載された月給制導入の有無について、証明する資料(雇用通知書や就業規則等)			
			<input type="checkbox"/>	「作業従事者の雇用形態状況」(様式3-1)により記載された作業員別の居住地を証明する資料		免許証等の公的書類の写し(氏名と住所以外は黒塗りとする)等	
<input type="checkbox"/>	4	配置予定技術者の資格・経験	<input type="checkbox"/>	保有資格(技術士(森林部門)、林業技士、フォレストマネージャー等)の保有を証明する書類(写)。保有資格がない場合、現場代理人として10年間同種事業を経験したことを証明する履歴書等。		履歴書・経歴書等の場合は、事業主の証明あるもの	
			<input type="checkbox"/>	職業能力開発促進法に基づく技能検定「林業職種」の技能士のうち、1級林業技能士又は2級林業技能士の資格の保有を証明する書類(写)			
			<input type="checkbox"/>	研修等の受講状況、林業に関する継続教育(CPD)を証明する書類(写)		研修受講修了証等(写) 受講記録証明書等(写)	
<input type="checkbox"/>	5-1	従業員への賃金引上げ計画の表明書	<input type="checkbox"/>	中小企業等の場合、直近の事業年度の「法人税申告書別表1」		別表1の次葉は不要	
	5-2						
その他	<input type="checkbox"/>	その他	<input type="checkbox"/>	必要により特記事項で求めているものがあれば			
			<input type="checkbox"/>	返信用封筒(電子入札による場合は不要)		簡易書留料金の切手貼付確認	